

地域総合援護システム

ニーズ別福祉サービス一覧表

令和6年度版

赤穂市健康福祉部

## はじめに

本市では、誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくりを目指して、積極的に各施策を実施しております。

とりわけ社会福祉に関しては、福祉ニーズの増大とともに、その内容が多様化、複雑化しており、行政や市民、地域団体との連携のもとで、医療、保健、福祉が一体となって、総合的な福祉施策を推進する必要があります。

この冊子は、社会資源を有効に活用して、人々のニーズを的確に把握し、福祉サービスを迅速に提供することができるようにと、ニーズ別に福祉サービスを収録したものです。この冊子が今後、地域総合援護システムを推進するうえで関係者各位のご参考になれば幸いと存じます。

赤穂市健康福祉部

## 地域総合援護システム

### ニーズ別福祉サービス一覧表

## ニーズ別福祉サービス一覧 目次

児童・母子	11
こども家庭センター（子育て支援課・保健センター）	11
要保護児童対策調整員（子育て支援課）	11
母子・父子自立支援員（子育て支援課）	11
利用者支援専門員（子育て支援課）	11
児童家庭支援センター すずらん（子育て支援課）	11
母子父子寡婦福祉資金の貸付（子育て支援課）	11
保育所等への入所（教育委員会こども育成課）	12
キンダースクール（教育委員会こども育成課）	12
保育所延長保育（教育委員会こども育成課）	13
保育所一時預かり（教育委員会こども育成課）	13
乳幼児一時預かり事業（子育て支援課）	13
病児・病後児保育事業（子育て支援課）	14
里親（子育て支援課）	14
こどもホームステイ事業（子育て支援課）	14
ひとり親家庭ランドセル購入助成事業（社会福祉協議会）	15
ひとり親家庭中学生体操服等購入助成事業（社会福祉協議会）	15
子育て家庭ショートステイ（子育て支援課）	15
アフタースクール（教育委員会生涯学習課）	16
母子家庭等医療費の助成（医療介護課医療係）	16
乳幼児等医療費の助成（医療介護課医療係）	16
高校生等医療費の助成（医療介護課医療係）	16
小児慢性特定疾病等医療費の助成（医療介護課医療係）	17
未熟児養育医療費の助成（医療介護課医療係）	17
多子世帯に係る国民健康保険税の減免（税務課市民税係）	17
産前産後期間の国民健康保険税の軽減（税務課市民税係）	17
母子・父子福祉センター（子育て支援課）	17
ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）	18
児童館（子育て支援課）	18
母親クラブ（子育て支援課）	18
放課後子ども教室（教育委員会生涯学習課）	18
子育て学習センター（教育委員会生涯学習課）	19
児童手当・特例給付（子育て支援課）	19
児童扶養手当（子育て支援課）	19

特別児童扶養手当（子育て支援課）	-----	20
幼児2人同乗用自転車購入費の助成（子育て支援課）	-----	20
第3子いきいき子育て応援事業（子育て支援課）	-----	20
チャイルドシート購入費の助成（子育て支援課）	-----	21
母子世帯等奨学金（子育て支援課）	-----	21
心身障害児童就学奨励金（子育て支援課）	-----	21
JR定期乗車券の割引（子育て支援課）	-----	21
母子家庭等自立支援教育訓練給付（子育て支援課）	-----	21
母子家庭等高等職業訓練促進給付金（子育て支援課）	-----	22
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（子育て支援課）	-----	23
養育費履行確保支援事業（子育て支援課）	-----	24
福祉施設入所者歳末たすけあい金（社会福祉協議会）	-----	24
こどもホームステイ事業歳末たすけあい金（社会福祉協議会）	-----	24
税の控除・非課税（税務課市民税係）	-----	24
<b>障がい者（児）</b>	<b>-----</b>	<b>26</b>
障がい者基幹相談支援センター（社会福祉課障がい福祉係）	-----	26
身体障がい者相談員（社会福祉課障がい福祉係）	-----	26
知的障がい者相談員（社会福祉課障がい福祉係）	-----	26
兵庫県精神障害者相談員（社会福祉課障がい福祉係）	-----	26
西播磨療育事業（社会福祉課障がい福祉係）	-----	26
児童発達支援事業あしたば園（保健センター児童発達支援事業）	-----	26
地域活動支援センター（社会福祉課障がい福祉係）	-----	27
身体障害者手帳（社会福祉課障がい福祉係）	-----	27
療育手帳（社会福祉課障がい福祉係）	-----	27
精神障害者保健福祉手帳（社会福祉課障がい福祉係）	-----	27
ヘルプマーク（社会福祉課障がい福祉係）	-----	28
障害福祉サービス（社会福祉課障がい福祉係）	-----	28
障害児通所支援（社会福祉課障がい福祉係）	-----	31
グループホーム利用者家賃負担軽減事業（社会福祉課障がい福祉係）	-----	32
軽・中度難聴児補聴器購入費等助成（社会福祉課障がい福祉係）	-----	32
補装具費の支給（社会福祉課障がい福祉係）	-----	32
日常生活用具の給付（社会福祉課障がい福祉係）	-----	33
手話通訳者及び要約筆記者の派遣（社会福祉課障がい福祉係）	-----	33
手話専用ビデオ通話サービス（社会福祉課障がい福祉係）	-----	33
手話奉仕員養成講座（社会福祉課障がい福祉係）	-----	33
手話奉仕員ステップアップ講座（社会福祉課障がい福祉係）	-----	34

移動支援事業（社会福祉課障がい福祉係）	-----	34
日中一時支援事業（社会福祉課障がい福祉係）	-----	34
訪問入浴サービス事業（社会福祉課障がい福祉係）	-----	34
訪問型歩行訓練事業（社会福祉課障がい福祉係）	-----	35
緊急通報システム(安心見守りコール)（社会福祉課障がい福祉係）	-----	35
自立支援医療（社会福祉課障がい福祉係）	-----	35
障がい者への紙おむつの給付（社会福祉課障がい福祉係）	-----	36
在宅重度心身障がい者（児）激励事業（社会福祉協議会）	-----	36
心身障害者（児）歯科診療所（社会福祉課障がい福祉係）	-----	36
高齢重度障害者医療費の助成（医療介護課医療係）	-----	37
重度障害者医療費の助成（医療介護課医療係）	-----	37
身体障害者自動車運転免許取得費の助成（社会福祉課障がい福祉係）	-----	37
身体障害者用自動車改造費の助成（社会福祉課障がい福祉係）	-----	37
障がい者福祉タクシー利用助成（社会福祉課障がい福祉係）	-----	38
重度心身障害者（児）自動車燃料費助成（社会福祉課障がい福祉係）	-----	38
重度心身障害者介護手当（社会福祉課障がい福祉係）	-----	38
兵庫県心身障害者扶養共済制度（社会福祉課障がい福祉係）	-----	39
福祉施設入所者歳末たすけあい金（社会福祉協議会）	-----	39
在宅重度心身障がい者（児）歳末たすけあい金（社会福祉協議会）	-----	39
障害児福祉手当（社会福祉課障がい福祉係）	-----	39
特別障害者手当（社会福祉課障がい福祉係）	-----	40
有料道路料金の割引（社会福祉課障がい福祉係）	-----	40
NHK受信料の免除（社会福祉課障がい福祉係）	-----	40
税の控除・免除（税務課市民税係）	-----	41
心身障害者住宅改造助成事業（社会福祉課障がい福祉係）	-----	41
成年後見制度利用支援事業（社会福祉課障がい福祉係）	-----	42
<b>難病患者等</b>	<b>-----</b>	<b>43</b>
小児慢性特定疾病等医療費の助成（医療介護課医療係）	-----	43
他公費負担医療費の助成（医療介護課医療係）	-----	43
若年者の在宅ターミナルケア支援事業（医療介護課介護保険係）	-----	43
<b>高齢者</b>	<b>-----</b>	<b>44</b>
在宅福祉相談（社会福祉課いきがい福祉総務係）	-----	44
総合相談支援（地域包括支援センター）	-----	44
もの忘れ健康相談（地域包括支援センター）	-----	44
ひとり暮らし老人等緊急通報システム（安心見守りコール）（社会福祉課いきがい福祉総務係）	-----	44

あんしん見守りキーホルダー登録事業（地域包括支援センター）	44
敬老長寿ふれあい事業（社会福祉課いきがい福祉総務係）	45
家族介護教室（社会福祉課いきがい福祉総務係）	45
ねたきり老人への紙おむつの給付（社会福祉課いきがい福祉総務係）	45
在宅老人介護者支援事業（社会福祉課いきがい福祉総務係）	45
老人クラブへの助成（社会福祉課いきがい福祉総務係）	46
長寿祝金の支給（社会福祉課いきがい福祉総務係）	46
老人福祉センター千寿園（社会福祉課いきがい福祉総務係）	46
養護老人ホームへの入所（社会福祉課いきがい福祉総務係）	46
生きがいデイサービス（社会福祉課いきがい福祉総務係）	46
自立支援配食サービス（社会福祉課いきがい福祉総務係）	47
認知症サポーター養成講座（地域包括支援センター）	47
家族介護支援事業（地域包括支援センター）	47
生活支援サポーター養成講座（地域包括支援センター）	47
高齢期移行助成（医療介護課医療係）	47
高齢者住宅改造助成事業（医療介護課介護保険係）	47
家族介護慰労金（医療介護課介護保険係）	48
友愛訪問（社会福祉協議会）	48
給食サービス（社会福祉協議会）	48
三世代交流もちつき大会（社会福祉協議会）	48
福祉機器の貸出（社会福祉協議会）	48
満84歳橋寿記念写真の贈呈事業（社会福祉協議会）	49
満100歳到達者訪問事業（社会福祉協議会）	49
最高齢者訪問事業（社会福祉協議会）	49
ねたきり老人・認知症老人歳末たすけあい金（社会福祉協議会）	49
福祉施設入所者歳末たすけあい金（社会福祉協議会）	49
介護者の会育成（社会福祉協議会）	49
介護特別食（社会福祉協議会）	49
成年後見制度利用支援事業（社会福祉課いきがい福祉総務係）	50
<b>介護予防</b>	<b>51</b>
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	51
高額介護予防サービス費等相当事業（医療介護課介護保険係）	51
高額医療合算介護予防サービス費等相当事業（医療介護課介護保険係）	51
介護予防・生活支援サービス事業（地域包括支援センター）	51
一般介護予防事業	52
転倒骨折予防教室（社会福祉課いきがい福祉総務係）	52

認知症予防教室（社会福祉課いきがい福祉総務係）	52
生きがいデイサービス（貯筋体操）（社会福祉課いきがい福祉総務係）	52
いきいき百歳体操（地域包括支援センター）	52
介護支援ボランティア・ポイント制度（医療介護課介護保険係）	52
<b>介護保険</b>	<b>54</b>
〈居宅サービス〉	54
訪問介護（ホームヘルプ）（医療介護課介護保険係）	54
訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護（医療介護課介護保険係）	54
訪問看護／介護予防訪問看護（医療介護課介護保険係）	54
訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション（医療介護課介護保険係）	54
居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導（医療介護課介護保険係）	55
通所介護（デイサービス）（医療介護課介護保険係）	55
通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション（医療介護課介護保険係）	55
短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護（医療介護課介護保険係）	55
特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護（医療介護課介護保険係）	56
福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与（医療介護課介護保険係）	56
福祉用具購入費の支給／介護予防福祉用具購入費の支給（医療介護課介護保険係）	56
住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給（医療介護課介護保険係）	57
〈地域密着型サービス〉	57
地域密着型通所介護（医療介護課介護保険係）	57
認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護（医療介護課介護保険係）	57
認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（医療介護課介護保険係）	58
小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護（医療介護課介護保険係）	58
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（医療介護課介護保険係）	58
〈施設サービス〉	59
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（医療介護課介護保険係）	59
介護老人保健施設（老人保健施設）（医療介護課介護保険係）	59
介護医療院（医療介護課介護保険係）	59
高額介護サービス費（医療介護課介護保険係）	59
高額医療合算介護サービス費（医療介護課介護保険係）	59
特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）（医療介護課介護保険係）	60
特定入所者に係る食費等の負担限度額差額助成（医療介護課介護保険係）	60
<b>低所得者の福祉</b>	<b>61</b>



生活保護（社会福祉課保護支援係）	61
就学援助（教育委員会総務課）	61
要援護世帯主の国民健康保険一部負担金の補助（医療介護課国保年金係）	61
要保護・準要保護世帯児童生徒お年玉（社会福祉協議会）	61
要保護・準要保護世帯への助成（社会福祉協議会）	61
生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）	61
友愛基金の貸付（社会福祉協議会）	62
生活困窮者支援事業（社会福祉協議会）	62
生活困窮者自立相談支援事業（社会福祉課保護支援係）	62
住居確保給付金（社会福祉課保護支援係）	62
生活困窮者一時生活支援事業（社会福祉課保護支援係）	62
<b>その他の福祉</b>	<b>63</b>
民生委員・児童委員（社会福祉課保護支援係）	63
主任児童委員（社会福祉課保護支援係）	63
地域福祉推進委員（社会福祉課保護支援係）	63
心配ごと相談所（社会福祉協議会）	64
市民福祉講座（社会福祉協議会）	64
小地域福祉研修会・座談会（社会福祉協議会）	64
小地域福祉推進事業（社会福祉協議会）	64
小地域福祉活動リーダー研修会（社会福祉協議会）	64
レクリエーション用品等貸出事業（社会福祉協議会）	64
ふれあい・いきいきサロン（社会福祉協議会）	65
福祉協力校指定事業（社会福祉協議会）	65
災害弔慰金の支給（社会福祉課いきがい福祉総務係）	65
福祉ネットワーク事業（社会福祉協議会）	65
地域のつながりづくり応援事業（社会福祉協議会）	66
地域の困りごと応援隊事業（社会福祉協議会）	66
ボランティアセンター（社会福祉協議会）	66
日本赤十字社・災害見舞金（社会福祉課いきがい福祉総務係）	66
善意銀行・災害見舞金（社会福祉協議会）	67
三世代交流事業助成（社会福祉協議会）	67
ひきこもり支援事業（社会福祉協議会）	67
ひきこもり家族のつどい（社会福祉協議会）	67
ひきこもり啓発講座（社会福祉協議会）	67
善意銀行・善意の日記念払出（社会福祉協議会）	67
赤い羽根共同募金運動（赤穂市共同募金会）	67

歳末たすけあい募金運動（赤穂市共同募金会・社会福祉協議会）	68
戦没者遺族の援護（社会福祉課いきがい福祉総務係）	68
戦傷病者等の援護（社会福祉課いきがい福祉総務係）	68
旧軍人・軍属等（社会福祉課いきがい福祉総務係）	68
国民年金（医療介護課国保年金係）	69
国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除（医療介護課国保年金係）	70
老齢年金生活者支援給付金（医療介護課国保年金係・姫路年金事務所）	70
補足的な老齢年金生活者支援給付金（医療介護課国保年金係・姫路年金事務所）	70
障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金（医療介護課国保年金係・姫路年金事務所）	70
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）（社会福祉協議会）	71
視覚障がい者支援事業（社会福祉協議会）	71
<b>保健</b>	<b>72</b>
〈相談〉	72
健康相談員（保健センター）	72
保健師健康相談（保健センター）	72
地区別健康相談（保健センター）	72
栄養相談（保健センター）	72
心の健康づくり支援事業（保健センター・社会福祉課障がい福祉係）	72
〈母子関係〉	73
親子健康手帳（母子健康手帳）（保健センター）	73
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業（保健センター）	73
1か月児健康診査（保健センター）	73
4か月児健康診査（保健センター）	73
1歳6か月児健康診査（含、歯科）（保健センター）	73
2歳児歯科健康診査（保健センター）	73
3歳児健康診査（含、歯科）（保健センター）	74
バンビくらぶ（精神精密事後指導教室）（保健センター）	74
ベビーレッスン（保健センター）	74
すくすくトレーニング（保健センター）	74
プレママ・プレパパクラス（保健センター）	74
子育て応援隊（保健センター）	74
母子訪問指導（保健センター）	75
産後ケア事業（保健センター）	75
予防接種（保健センター）	75
妊婦、産婦及び乳児健康診査費助成事業（保健センター）	75

初回産科受診料支援（保健センター）	75
妊婦歯科健康診査費助成事業（保健センター）	76
新生児聴覚検査費助成事業（保健センター）	76
〈成人・高齢者関係〉	76
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（保健センター）	76
インフルエンザ予防接種（保健センター）	76
新型コロナウイルス感染症予防接種（保健センター）	76
予防接種費助成事業（保健センター）	77
生活習慣病健康診査（保健センター）	78
成人歯科健康診査（保健センター）	79
妊活応援（保健センター）	79
不育症治療費助成事業（保健センター）	79
不妊治療ペア検査費助成事業（保健センター）	80
高齢者健康支援事業（保健センター、地域包括支援センター、医療介護課医療係）	80
がん患者医療用補整具購入費助成事業（保健センター）	80
骨髄等移植ドナー支援事業（保健センター）	81
〈食育推進〉	81
あこう食育推進事業（保健センター）	81
〈健康教室外〉	81
市民健康大学講座（保健センター）	81
楽しく健康教室（保健センター）	81
健康情報提供（保健センター）	82
<b>地域総合援護システム推進実施要領</b>	<b>83</b>

## 児童・母子

こども家庭センター（子育て支援課 TEL 43-6808 保健センター TEL 46-8701）

※赤穂市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱

**☆内容** 子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を一体化し、妊娠や出産、こども、子育てに関する相談支援を行うとともに、児童虐待やヤングケアラーなど困難を抱えたこどもへの対応等を包括的に実施する。

要保護児童対策調整員（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

**☆内容** 児童虐待が疑われる家庭等への対応及び、関係機関への調整、協力要請を行い、ケースの進行状況の管理・評価を行うほか、関係機関と連携協力して対象家庭の支援にあたる。

母子・父子自立支援員（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

**☆内容** ひとり親家庭及び寡婦家庭の専門相談員として、家庭紛争、児童の養育、その他生活上の問題や母子父子寡婦福祉資金の貸付、生活費、教育費等経済上の問題等の相談及び職業能力の向上や求職活動への支援等を行う。

利用者支援専門員（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

**☆内容** 子育て中の親子等を対象に教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行う。

児童家庭支援センター すずらん（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

**☆対象** 子育て家庭

**☆内容** 家庭・子育ての不安や悩み、子どもたちの学校・友達、自分のことについての相談など、子どもの自立を支援していくための子育て相談に応じる。

（来所相談・訪問相談は事前予約が必要）

**☆場所** たつの市新宮町光都1丁目6-1（アメニティホーム光都学園内）

**☆連絡先** 子育て相談ホットライン TEL 0791-58-1144

母子父子寡婦福祉資金の貸付（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

**☆対象** ①ひとり親家庭の親

②寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの）

③40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の人は対象にならない）

④ひとり親家庭の親が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20歳未満）

☆貸付金の種類 修学資金・技能習得資金・修業資金・就職支度資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・医療介護資金・結婚資金

☆その他 貸付には要件が有り、申請後県の審査がある。

保育所等への入所（教育委員会こども育成課 TEL 43 - 7065）

☆対象 保護者が勤めに出たり、病気などで家庭において保育ができない場合。

☆内容

保育所	所在地	開所時間 (月～金)	開所時間 (土)	電話番号 FAX 番号	定員
赤穂保育所	中広 267	7:30～19:00	7:30～19:00	42-3368	90人
塩屋保育所	古浜町 61	7:30～19:00	7:30～12:00	42-0323	60人
尾崎保育所	清水町 4-1	7:30～19:00	7:30～12:00	42-2297	60人
御崎保育所	朝日町 3-2	7:30～18:00	7:30～12:00	42-3338	45人
坂越保育所	坂越 1664-2	7:30～18:00	7:30～12:00	48-8458	45人
有年保育所	東有年 33-2	7:30～18:00	7:30～12:00	49-2297	45人
あおぞら保育園	中広 1709-3	7:00～20:00	7:00～20:00	45-0739 56-5075	75人

・全保育所で乳児保育、障がい児保育を実施

認定こども園	所在地	開所時間 (月～金)	開所時間 (土)	電話番号 FAX 番号	定員
赤穂あけぼの 幼稚園	上仮屋 15-7	7:30～18:30	8:00～12:00	42-2497 56-5068	39人

・定員数は保育認定を受けた児童の定員数。

キンダースクール（教育委員会こども育成課 TEL 43 - 7065）

☆対象 2歳以上の児童とその保護者（毎年4月1日現在）。

☆内容 親同士のふれあいを通じて家庭児童の健全育成を推進するとともに、地域における子育て家庭を支援する（例 親子製作、運動遊び、誕生日会など）。

・実施保育所 御崎保育所、坂越保育所、有年保育所

・自己負担金 月額1,000円

保育所延長保育（教育委員会こども育成課 TEL 43 - 7065）

※赤穂市立保育所延長保育事業実施要綱

- ☆内容
- ・実施保育所 全保育所（ただし、御崎保育所、坂越保育所、有年保育所は18：00まで）
  - ・保育時間 保育認定区分による通常保育時間以外の時間  
保育標準時間の場合 18：30～19：00  
保育短時間の場合 7：30～8：00、16：00～19：00
  - ・自己負担金 保育標準時間の場合 日額100円（上限月額1,500円）  
保育短時間の場合 日額200円（上限月額3,000円）
- ※あおぞら保育園でも実施。保育時間、自己負担金等は直接施設にお問い合わせください。

保育所一時預かり（教育委員会こども育成課 TEL 43 - 7065）

※赤穂市一時預かり事業実施要綱

☆対象 1歳から就学前の児童（毎年4月1日現在）。

- ☆内容
- 非定型保育：保護者の就労形態等により、家庭での保育が断続的に困難となる児童を、週3日を限度として保育する。
- 緊急保育：保護者の傷病、入院等により、家庭での保育が一時的に困難となる児童を連続して14日を限度として保育する。
- ・実施保育所 御崎保育所、坂越保育所、有年保育所
  - ・保育時間 午前8時～午後4時の必要な時間
  - ・自己負担金 非定型保育、緊急保育とも（午後半日に昼食は含まない）

区 分	3歳未満児	3歳以上児
全 日	3,500円	3,000円
午前半日	2,100円	1,700円
午後半日	1,700円	1,400円

※あおぞら保育園でも実施。保育時間、自己負担金等は直接施設にお問い合わせください。

乳幼児一時預かり事業（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

※赤穂市乳幼児一時預かり事業実施運営規則

☆対象 生後6カ月～就学前までの児童

- ☆内容 事前に利用登録をし、利用日曜日までに利用予約した乳幼児の預かりを行う。
- ・実施場所 乳幼児一時預かり保育室（赤穂すこやかセンター内）
  - ・保育時間 午前9時～午後5時（連続した6時間を上限）

- ・自己負担金 お子様1人につき1時間500円（1時間を超えた場合30分ごとに250円）

☆問合せ先 TEL 46 - 8707

病児・病後児保育事業（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

※赤穂市病児・病後児保育事業実施要綱

☆対象 次のすべてに該当する児童

- ①生後6カ月～小学6年生までの児童
- ②保護者が就労、傷病等の事情で家庭での保育ができない児童
- ③病気又は病気の回復期にあり、入院加療の必要はないが、まだ集団生活に支障があるなど安静の確保に配慮する必要がある、事業の利用が可能であると医師が認める児童

※感染予防等の観点から、病名及び症状によっては受け入れができない場合あり。

☆内容 事前に利用登録をし、利用日前日までに利用予約した病児・病後児の預かりを行う。1回につき連続7日を限度として保育する。

※空きがある場合は、当日の予約も可

- ・実施保育所 赤穂市民病院4階 病児・病後児保育室
- ・保育時間 午前8時～午後6時
- ・自己負担金 お子様1人につき1日2,000円

※生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料

☆問合せ先 赤穂市民病院病児・病後児保育室（TEL 43 - 6460）

里親（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

家族と暮らせない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。

☆里親の種類

- (1) 養育里親…実の親が育てられるようになるまで、あるいは、子どもが社会的に自立することができるようになるまで育てる里親
- (2) 専門里親…2年以内の期間を定めて、虐待を受けた子ども等を専門的技術を持って家庭で養育する里親
- (3) 親族里親…いろいろな事情で親が育てられなくなった子どもを三親等以内の親族が養育する里親
- (4) 養子縁組里親…養子縁組によって親子となることを希望する里親

☆問合せ先 姫路こども家庭センター（TEL 079-297-1261）

こどもホームステイ事業（子育て支援課 TEL 43-6808）

年末年始の間、家庭で生活することが難しい児童養護施設の入所児童をホストファミリー一宅へ委託し、温かい雰囲気の中家庭生活を体験するなど、ホストファミリーとのふれあいを通じ、児童の健全育成を図る。

**☆ホストファミリーの要件**

- ・事業の目的を理解し、児童福祉に深い理解を有し、心身が健全な家庭で、子どもの養育に熱意と愛情を有する者
- ・ホストファミリー研修を受講された者
- ・受託に関し、家族全員の同意が得られている者

ひとり親家庭ランドセル購入助成事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

**☆対象** 市内在住で、市内小学校へ入学する子どもがいる、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭または両親ともおられない家庭で、助成を希望される方

**☆内容** 小学校入学時にランドセル購入費用として2万円を上限に助成する。

ひとり親家庭中学生体操服等購入助成事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

**☆対象** 市内在住で、市内中学校へ入学する子どもがいる、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭または両親ともおられない家庭で、助成を希望される方

**☆内容** 中学校入学時に体操服等購入費用として1万5千円を上限に助成する。

子育て家庭ショートステイ（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

※赤穂市子育て家庭ショートステイ事業実施要綱

**☆対象** 児童の養育が一時的に困難となった家庭の満18歳未満の児童又は緊急一時的に保護を必要とする児童を養育する母子

**☆内容** 児童を養育している家庭の保護者が社会的な事由等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった時、また、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護が必要とする場合に、短期間、児童福祉施設等で世話をする。

- ・利用期間 原則7日以内（延長については要相談）。
- ・自己負担金

区分	2歳未満児 慢性疾患児	2歳以上児	緊急一時 保護の母親	備考
生活保護世帯	0円	0円	0円	
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円	1日につき
その他世帯	5,350円	2,750円	750円	1日につき

※送迎にかかる費用、医療費、施設での行事等にかかる費用等特別に要する経費が別途必要



アフタースクール（教育委員会生涯学習課 TEL 43 - 6858）

☆対象 就労や疾病等の理由で、放課後に保護者が家庭で保育することができない小学生

☆内容 「あそび」「生活」の場を提供し、児童の健全育成を推進する。

・実施場所

赤穂小学校（赤穂小学校内）2クラス	城西小学校（城西小学校西隣）2クラス
塩屋小学校（塩屋小学校内）2クラス	赤穂西小学校（赤穂西小学校内）1クラス
尾崎小学校（尾崎小学校内）2クラス	御崎小学校（御崎小学校内）1クラス
坂越小学校（坂越小学校内）1クラス	高雄小学校（高雄小学校内）1クラス
有年小学校（有年小学校内）1クラス	

・定員 1クラスあたり40名程度

・自己負担金 8月を除く4～3月：6,000円

8月：13,000円

4月、3月の長期休業日のみ利用する場合：4,000円

12月、1月の長期休業日のみ利用する場合：3,000円

※別途、アフタースクールごとに教材費、おやつ代を集金する。

・月曜日～金曜日 授業終了～午後6時 ・土曜日 午前8時～午後6時

・夏季・冬季・春季休業日、振替（学校行事）による休業日

午前8時～午後6時

母子家庭等医療費の助成（医療介護課医療係 TEL 43 - 6820）

※赤穂市福祉医療費助成条例

☆対象 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、遺児。児童、遺児については20歳未満。ただし、所得による制限がある。

☆内容 疾病又は負傷により医療保険による給付を受けたとき、その自己負担額の一部を助成する。

乳幼児等医療費の助成（医療介護課医療係 TEL 43 - 6820）

※赤穂市福祉医療費助成条例

☆対象 乳幼児等（中学3年生まで）。ただし、1歳以上の幼児等については所得による制限がある。

☆内容 疾病又は負傷により医療保険による給付を受けたとき、その自己負担額を助成する。

高校生等医療費の助成（医療介護課医療係 TEL 43 - 6820）

※赤穂市高校生等医療費助成要綱

☆対象 高校生世代。ただし、所得による制限がある。

☆**内容** 疾病又は負傷により入院し、医療保険による給付を受けたとき、その自己負担額を助成する。

小児慢性特定疾病等医療費の助成（医療介護課医療係 TEL 43 - 6820）

※赤穂市小児慢性特定疾病等医療費助成要綱

☆**対象** 20歳未満の次の公費医療制度の対象者

☆**内容** 国指定の小児慢性特定疾病及び難病法に基づく特定医療により医療保険による給付を受けたとき、その自己負担額を助成する。

未熟児養育医療費の助成（医療介護課医療係 TEL 43 - 6820）

※赤穂市未熟児養育医療実施要綱

☆**対象** 医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めた未熟児

☆**内容** 入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額を助成する。

多子世帯に係る国民健康保険税の減免（税務課市民税係 TEL 43 - 6803）

※赤穂市国民健康保険税減免規則

☆**対象** 満18歳未満（ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を含む。）の子ども3人以上を養育する国保加入世帯

☆**内容** 国保税均等割額を子ども3人目は2分の1減免し、4人目以降は全額免除する。

産前産後期間の国民健康保険税の軽減（税務課市民税係 TEL 43 - 6803）

☆**対象** 令和5年11月1日以降に出産した被保険者。出産の範囲は妊娠85日以上（死産、流産、早産、人口妊娠中絶を含む）

☆**内容** 出産予定月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間）の国民健康保険税が軽減される。令和6年1月1日以前に軽減期間がかかる場合は11月1日以降のみ軽減の対象となる。

母子・父子福祉センター（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

※赤穂市立母子・父子福祉センター条例

☆**内容** 赤穂市総合福祉会館内に母子・父子福祉センターを設置し、生活相談、生活指導及び生業指導、就業に必要な技能習得のための事業、その他母子・父子福祉の増進に必要な事業を行う。

技能習得・教養講座：健康体操、料理、パソコン、学習支援

ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

※赤穂市ファミリー・サポート・センターの設置及び事業実施要綱

☆内容 子育て中の人や働く人たちの家庭を地域で支えるため「子育ての手助けをしてほしい」「子育てのお手伝いをしたい」という会員間の育児相互援助組織。  
保育施設等への送迎等、冠婚葬祭や行事等の子どもの預かり、保護者のリフレッシュ、その他。

- ・入会 依頼会員、提供会員、両方会員の登録手続きが必要（無料）。
- ・利用料金 平日〔月～金〕（午前7時～午後9時）…350円／30分  
上記時間外、土・日・祝日…450円／30分
- ・受付時間 月～金曜日の午前9時～午後5時

☆問合せ先 赤穂市ファミリー・サポート・センター（TEL 42 - 4011）  
〔赤穂市総合福祉会館内〕

児童館（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

※赤穂市立児童館の設置及び管理に関する条例

☆内容 児童の遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの健やかな育成を図ることを目的とした児童厚生施設で、加里屋児童館（やなぎ公園内）、塩屋児童館（塩屋公民館隣接）、赤穂東児童館（赤穂海浜スポーツセンター内）、坂越児童館（坂越隣保館内）の4館がある。

- ・開館時間 午前10時～午後5時
- ・休館日 年末年始（12月29日～1月3日）
- ・問合せ先 加里屋児童館（TEL 43 - 2360）  
塩屋児童館（TEL 42 - 0455）  
赤穂東児童館（TEL 45 - 7115）  
坂越児童館（TEL 48 - 8624）

母親クラブ（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

☆内容 児童の健全育成の向上を図るため、地域組織として児童館等を拠点に地域活動の推進を図る。

親子及び世代間の交流・文化活動、児童養育に関する研修活動、児童の事故防止等活動、その他、児童福祉の向上に寄与する活動。

母親クラブ名	活動拠点
尾崎・御崎地区母親クラブ	赤穂東児童館

放課後子ども教室（教育委員会生涯学習課 TEL 43 - 6858）

☆内容 地域社会において放課後の子どもたちが安全で安心して過ごせる健やかな居場

所づくりを推進するため、小学校の施設を利用し、地域との交流を深める。集団下校までの間の見守りを行い、放課後の子どもの健全育成を図る。

実施校	対象	開設場所	開設日数
原小学校	1～3年生	図書室	週5日(月～金)
有年小学校	1～3年生	図工室	週5日(月～金)
赤穂西小学校	1～3年生	図工室	週5日(月～金)
高雄小学校	1～4年生	図書室	週5日(月～金)

※利用日・開設時間は学校・学年により異なります。

◎自己負担金 無料

※ただし、スポーツ安全保険加入のため児童1人あたり800円が必要。

子育て学習センター (教育委員会生涯学習課 TEL 43 - 6858)

☆目的 子育て中の親を支援し、自主的、主体的に生きる子どもを育成する。

☆内容 子育て中の親同士のグループの育成や支援、子育てに関する悩み相談、子育てに関する講座など。

・場所 市民会館3階 子育て学習センター (TEL 45 - 3290)

・時間 火曜日～金曜日 (午前10時～午後4時)

※講座など時間、場所、参加方法については、子育て学習センターにあらかじめ確認してください。

児童手当・特例給付 (子育て支援課 TEL 43 - 6808)

☆内容 中学校修了までの児童(15歳到達後、最初の3月31日までの間)を養育しているときに支給。限度額以上の所得がある場合、特例給付を支給。ただし、所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されない。

☆手当支給額 (児童一人につき月額)

児童手当	3歳未満	15,000円 (一律)
	3歳以上小学校終了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
	中学生	10,000円
特例給付		5,000円

児童扶養手当 (子育て支援課 TEL 43 - 6808)

☆対象 国内に住所のあるひとり親家庭の親や養育者が、次のような18歳未満(中度以上の障がいがある場合は20歳未満)の児童を養育しているときに支給。所得に

よる制限がある

- (1) 児童が父母の離婚により、父又は母と生計をともにできない場合
- (2) 児童の父又は母が死亡、重度障がい、1年以上生死不明、1年以上拘禁中
- (3) 児童が父又は母に1年以上遺棄されている
- (4) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた場合 等

#### ☆手当支給額（月額）

	全部支給	一部支給	備考
1人目	45,500円	45,490円～10,740円	所得に応じて10円刻みの額
2人目	10,750円加算	10,740円～5,380円加算	所得に応じて10円刻みの額
3人目以降	1人につき6,450円加算	6,440円～3,230円加算	所得に応じて10円刻みの額

#### 特別児童扶養手当（子育て支援課 TEL 43-6808）

☆対象 国内に住所のある父若しくは母又は養育者が20歳未満の精神・知的又は身体に中度以上の障がいのある児童を養育しているときに支給。ただし、障がいを理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設に入所している児童は対象とならない。所得による制限がある。

#### ☆手当支給額（対象児童一人につき月額）

等級	支給額	備考
1級	55,350円	重度障がい児
2級	36,860円	中度障がい児

#### 幼児2人同乗用自転車購入費の助成（子育て支援課 TEL 43-6808）

※赤穂市幼児2人同乗用自転車購入助成金支給要綱

☆対象 小学校就学前の幼児を2人以上養育している保護者（申請日時点で市内に1年以上住所を有し、かつ現在も市内に居住していること）。

☆内容 一般社団法人自転車協会が定めた安全基準に適合し、認証マークが表示されている自転車を購入した場合、購入費用の一部を助成する（中古品や転売品は対象外）。

☆助成額 基準適合幼児2人同乗用自転車の購入価格の1/2の額（上限40,000円）

#### 第3子いきいき子育て応援事業（子育て支援課 TEL 43-6808）

※赤穂市第3子いきいき子育て応援事業実施要綱

☆対象 市内に住民登録を有するもので次に掲げるいずれかの要件に該当する者

- ・第3子以降の子を出産された保護者
  - ・第3子以降の子が小学校又は中学校に入学した保護者
- ※保護者は対象となる子以外に2人以上の兄弟を養育していること

☆内容 次の金額を赤穂商工会議所が発行する商品券で支給する。

- ・出産祝金 50,000円
- ・入学祝金 30,000円

チャイルドシート購入費の助成（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

※赤穂市チャイルドシート購入助成金支給要綱

☆対象 申請日時時点で市内に1年以上住民登録をしている者で6歳未満の乳幼児を養育している保護者

☆内容 国土交通省の定める安全基準に適合した認証マークが表示された製品を購入した場合、購入費用の一部を助成する（中古品や転売品は対象外）。

☆助成額 基準適合チャイルドシートの購入価格の1/2の額（上限8,000円）

母子世帯等奨学金（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

※赤穂市母子世帯等奨学金支給規則

☆対象 ひとり親家庭又は父母のいない家庭の高校生の保護者

☆内容 高等学校に在学するもののうち、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難なものに対して、選考により、在学する学校の最短修学年限まで月額9,000円の奨学金を支給する。

心身障害児童就学奨励金（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

※赤穂市中心身障害児童就学奨励規則

☆対象 特別支援学校に在学する児童及び生徒の保護者

☆内容 月額1,500円の就学奨励金を支給する。

JR定期乗車券の割引（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

☆対象 児童扶養手当を受けているひとり親家庭の親または子

☆内容 通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となる（市長の証明が必要）。

母子家庭等自立支援教育訓練給付（子育て支援課 TEL 43 - 6808）

※赤穂市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

☆対象 市内に居住するひとり親家庭の親であって、次の要件を満たす者

- ①児童扶養手当の支給を受けている者と、同等の所得水準にある。
- ②就業経験、技能、資格の取得状況などから、教育訓練を受けることが適職に就く

ために必要であると認められる。

③過去に、訓練給付金を受給したことがないこと。

**☆内容** ひとり親家庭の親が自立に向け、就業に結び付く可能性の高い職業能力の開発のための講座を受講し、終了した場合に、本人が支払った費用の一部を支給する。

**☆対象講座** ア 雇用保険法等の規定による一般教育訓練給付金の指定講座  
イ 雇用保険法等の規定による特定一般教育訓練給付金の指定講座  
ウ 雇用保険法等の規定による専門実践教育訓練給付金の指定講座  
エ 就職に結びつく可能性が高い養成講座  
オ その他、上記に準じ、市長が地域の実績に応じて対象とする講座

**☆支給額** 一般教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金の講座を受講する者  
・対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）  
専門実践教育訓練給付金の講座を受講する者  
・対象講座の受講料の6割相当額（修学年数×40万円、上限160万円）

母子家庭等高等職業訓練促進給付金（子育て支援課 TEL 43-6808）

※赤穂市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

**☆対象** 市内に居住するひとり親家庭の親であって、次の要件を満たす者

- ①児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある。
- ②養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる。
- ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる。

**☆内容** ひとり親家庭の親の訓練受講中の生活の安定を図るため、6月以上養成機関で修業する場合に一定期間「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し「高等職業訓練修了支援給付金」を修了後に支給し、生活費の負担を軽減する。

事前相談が必要で、過去に受給した者や、修了後の申請（相談）は支給対象とならない。

**☆支給期間** 48月を超えない期間において資格取得に必要な期間

**☆支給方法等** 事前相談を行い、訓練促進給付金は修業を開始した日以後に、修了支援給付金は修了日を経過した日から30日以内に申請を受け支給する。

**☆支給額** (1) 訓練促進給付金  
・市町村民税非課税世帯 月額 100,000円(最後の1年140,000円)  
(12月未満であるときは当該期間)  
・その他世帯 月額 70,500円(最後の1年110,500円)  
(12月未満であるときは当該期間)

(2) 修了支援給付金

- ・市町村民税非課税世帯 50,000 円
- ・その他世帯 25,000 円

**☆対象資格の指定** 養成機関において修業する必要がある、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格とする。

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、  
歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、6 カ月以上の  
訓練を通常必要とする民間資格等

#### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(子育て支援課 TEL 43 - 6808)

※赤穂市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

**☆対象** 市内に居住するひとり親家庭の親または児童であって、次の要件を満たす者

- ①児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある。
- ②支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の所得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者である。
- ③支給を受けようとする者が、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など、既に大学入学資格を取得していない者であること。
- ④過去に講座の受講者として、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給を受けていない者であること。

**☆内容** 高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親又は児童が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合の費用負担の軽減を図り、効果的な学び直しを支援することを目的とする。  
事前相談が必要で、過去に受給した者や、高等学校卒業者及び大学入学検定試験・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象とならない。

**☆対象講座** 高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象とならない。

**☆支給額** ・通信制の場合

- (1) 受給開始時給付金 対象講座の受講のために本人が支払った額の4割相当額(上限10万円)
- (2) 受講修了時給付金 対象講座の受講のために本人が支払った額の1割相当額(受講開始時給付金と併せて上限12万5千円)
- (3) 合格時給付金 対象講座の受講のために本人が支払った額の1割相当額



(受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて上限 15 万円)

- ・通学の場合又は通学及び通信制併用の場合
  - (1) 受給開始時給付金 対象講座の受講のために本人が支払った額の 4 割相当額 (上限 20 万円)
  - (2) 受講修了時給付金 対象講座の受講のために本人が支払った額の 1 割相当額 (受講開始時給付金と併せて上限 25 万円)
  - (3) 合格時給付金 対象講座の受講のために本人が支払った額の 1 割相当額 (受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて上限 30 万円)

養育費履行確保支援事業 (子育て支援課 TEL 43-6808)

※赤穂市養育費履行確保支援事業助成金支給要綱

☆対象 市内在住のひとり親家庭の母又は父

☆内容 (1) 公正証書等作成費用の助成

養育費の取決めに要する経費のうち以下のものが対象

- ・公証人手数料
- ・家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代及び郵便切手代
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用

(2) 養育費保証契約費用の助成

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち初回保証料として本人が負担した費用が対象

☆補助額 (1)、(2) いずれも上限 50,000 円

※申請は (1)、(2) いずれも 1 人 1 回限り。

福祉施設入所者歳末たすけあい金 (社会福祉協議会 TEL 42 - 1397)

☆対象 児童福祉施設入所者 (保護者の住所地が赤穂市の者)

☆内容 歳末たすけあい運動の一環として毎年 12 月に歳末たすけあい金を支給する。

こどもホームステイ事業歳末たすけあい金 (社会福祉協議会 TEL 42 - 1397)

☆対象 こどもホームステイ事業にてボランティア里親になった市内に居住する者

☆内容 歳末たすけあい運動の一環として毎年 12 月に歳末たすけあい金を支給する。

税の控除・非課税 (税務課市民税係 TEL 43 - 6803)

☆対象 寡婦又はひとり親に該当する人

☆内容 (1) 所得税・住民税の控除

ア 寡婦控除

ひとり親に該当しない人で、次のいずれかに該当する人

(ア) 夫と離婚後婚姻していない人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと並びに扶養親族があり、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下の人

(イ) 夫と死別後婚姻していない人又は夫の生死が不明な人で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下の人

イ ひとり親控除

現に婚姻していない人又は配偶者の生死が不明な人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がおらず、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする子があり、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下の人

(2) 住民税の非課税

寡婦又はひとり親に該当する人のうち、前年の合計所得金額が135万円以下(給与収入の場合、2,043,999円以下)の人

## 障がい者（児）

障がい者基幹相談支援センター（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

☆内容 障がいのある人やそのご家族が、住み慣れた地域でより豊かな生活が送れるよう、窓口・電話・訪問等での相談に対応する。

☆場所 赤穂市役所社会福祉課内

☆連絡先 TEL 43-6837 FAX 45-3396 E-mail kikansodan@city.ako.lg.jp

身体障がい者相談員（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

☆内容 赤穂市身体障がい者相談員は、身体障がいのある人の自立や更生援護に関する相談に応じ、必要な指導・助言などを行う。

知的障がい者相談員（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

☆内容 赤穂市知的障がい者相談員は、知的障がいのある人の家庭における療育・生活等に関する相談に応じ、必要な指導・助言などを行う。

兵庫県精神障害者相談員（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

☆内容 兵庫県精神障害者相談員は、精神障がいのある人の保健福祉等に関する相談に応じ、必要な助言などを行う。

西播磨療育事業（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

西播磨療育事業は、西播磨地域の療育体制の充実・強化を図ることを目的とし、西播磨4市3町が共同で実施している。

☆対象 西播磨4市3町在住の子ども及び保護者

☆内容 医師、心理士、理学療法士等による専門的な療育相談・障害児通所支援等

☆場所 児童発達支援センターたんぼぼ（たつの市新宮町光都1丁目6番1号）

児童発達支援事業あしたば園（保健センター児童発達支援事業 TEL 46 - 8709）

※赤穂市児童発達支援事業あしたば園設置規則

☆対象 心身の発達について支援が必要な小学校就学前の児童

☆内容 心身の発達について支援が必要な小学校就学前の児童に対する日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

☆自己負担金 原則としてサービス料の1割を負担

☆場所 赤穂すこやかセンター内2F（南野中321番地）

☆問合せ先 児童発達支援事業あしたば園 TEL 46 - 8709 FAX 46 - 8709

地域活動支援センター（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

☆内容 障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。

〈さんぼみち〉

☆場所等 赤穂市浜市 329 - 2 赤穂仁泉病院東隣（TEL・FAX 48 - 1615）

〈みのり赤穂〉

☆場所等 赤穂市山手町 10-1（TEL 45 - 0988 FAX 56 - 5051）

身体障害者手帳（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

☆内容 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づいて交付されるもので、障がいの程度により、1～6 級までの等級がある。

手帳の申請は、①交付申請書 ②指定医師の診断書 ③写真 等が必要で、市社会福祉課に提出後、書類により身体障害者更生相談所で判定される。

障がい等級、障がいの内容によって、①自立支援医療費、補装具費の給付 ②日常生活用具の給付 ③心身障害者扶養共済 ④所得税、住民税などの控除 ⑤NHK受信料の減免 ⑥JR等の旅客運賃の割引 等が受けられる。

療育手帳（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

☆内容 療育手帳は、知的（発達）障がいのある人と保護者に対して一貫した指導、相談等が行われるようにするとともに、各種の援助措置を受けやすくするため交付されるもので、障がいの程度により重度（A）、中度（B1）、軽度（B2）の区分がある。

手帳の申請は、①交付申請書 ②写真 等が必要で、市社会福祉課に提出後、こども家庭センター又は知的障害者更生相談所で判定を受ける。

障がいの程度によって、①特別児童扶養手当 ②心身障害者扶養共済 ③所得税、住民税などの控除 ④NHK受信料の減免 ⑤JR等の旅客運賃の割引 等が受けられる。

精神障害者保健福祉手帳（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

☆内容 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを認定することにより、各種支援策が講じられることを促進し、精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため交付されるもので、障がいの程度により 1～3 級までの等級がある。手帳の有効期限は 2 年で、2 年ごとに障がいの状態を再認定し更新する。

手帳の申請は、①交付申請書 ②写真 ③診断書・年金証書 等が必要で、市社会福祉課に提出後、書類により精神保健福祉センターで判定される。

障がい等級によって、①所得税、住民税などの控除 ②NHK受信料の減免 ③航空旅客運賃の割引 等が受けられる。

ヘルプマーク（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

☆対象 市内在住で、障がいや難病等により、周囲の支援や配慮が必要な人

☆内容 支援や配慮を必要としていることが、外見から分からない方が周囲に手助けを必要としていることを知らせるヘルプマークを配布する。

障害福祉サービス（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

☆対象 身体・知的・精神障がいのある人及び難病等により一定の障がいのある人で、サービスの支給決定を受けた人

☆内容 障がい程度や障がい特性に応じた各種サービスの提供を行う。

#### 訪問系サービス

サービス名	内 容	必要な障害支援区分
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。	区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障がいのある人に対して、意思疎通の支援その他必要な支援を行う。	区分4以上
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等の援助を行う。	区分3以上
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提	区分不要

	供するとともに、移動の援護、その他の必要な援助を行う。	
重度障害者等包括支援	常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。	区分6

### 日中活動系サービス

サービス名	内 容	必要な障害支援区分
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供等必要な援助を行う。	区分3以上 (50歳以上は区分2以上)
自立訓練 (機能訓練)	障がいのある人に、障害福祉サービス事業所又は居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーション等の支援を行う。	区分不要
自立訓練 (生活訓練)	障がいのある人に、障害福祉サービス事業所又は居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施する。	区分不要
就労移行支援	一般就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験等就労に必要な知識や訓練、その適性に応じた職場の開拓、就職後行われる職場の定着のために必要な相談等の支援を行う。	区分不要
就労継続支援A型	一般企業で就労が困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動や活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。	区分不要
就労継続支	一般企業で就労が困難な障がいのある人で、就	区分不要

援B型	労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に、生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。	
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行う。	区分不要
療養介護	常時介護を要するALS患者や重症心身障がい者等に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等の援助を行う。	区分5以上
短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う人の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行う。	区分1以上

### 居住系サービス

サービス名	内 容	必要な障害支援区分
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人に、居宅における自立した生活を営む上での各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報提供や助言の援助を行う。	区分不要
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある人に、入浴、排せつ、食事の介護、相談等の援助を行う。	区分不要
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)

## 相談支援

地域移行支援	障害者支援施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。	区分不要
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。	区分不要

☆自己負担金 サービス利用料の1割又は世帯の所得に応じた上限額（月額）

※食費・光熱水費等は原則、実費負担

障害児通所支援（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※児童福祉法

☆対象 障がいのある子どもで通所支援の支給決定を受けた人

☆内容 障がい程度や障がい特性に応じた各種支援の提供を行う。

支援の種類	内 容	主な対象
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行う。	特別な支援が必要と認められる就学前の子ども
医療型児童発達支援	児童発達支援において、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を行う。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある子ども
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	特別な支援が必要と認められる就学後の子ども
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。	保育所等に通う又は乳児院等に入所し、特別な支援が



		必要と認められる子ども
居宅訪問型 児童発達支 援	居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子ども

☆自己負担金 サービス利用料の1割又は世帯の所得に応じた上限額（月額）  
※食費・光熱水費等は原則、実費負担

#### グループホーム利用者家賃負担軽減事業

(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱

☆対象 赤穂市から共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに入居している人であって、支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属する者が市民税非課税に該当する人（支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属する者が被保護者である場合を除く。）

☆内容 月毎に、1カ月の家賃相当額から1万円を控除した額の2分の1の額を助成する（上限額1万5千円）。

#### 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成

(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

☆対象 次のすべてに該当する人

- ・保護者が赤穂市内に住所を有すること
- ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までにあること
- ・原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること

☆内容 補聴器購入費用等の一部を助成する。

#### 補装具費の支給（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

☆対象 身体障害者手帳所持者、難病等により一定の障がいのある人

☆内容 (1) 身体障がいのある人等の失われた身体機能を補完又は代替するために用いられる用具の交付及び修理を行う。

(2) 主な種類

視 覚	盲人安全杖、眼鏡、義眼
聴 覚	補聴器

肢 体	義手、義足、装具、車いす、歩行器 座位保持装置、電動車いす
-----	----------------------------------

☆自己負担金 補装具の購入等に要する費用の1割又は世帯の所得に応じた上限額(月額)  
※市民税所得割の額が46万円以上の場合は、全額自己負担

日常生活用具の給付 (社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

☆対象 市内に住所を有する原則在宅の障がいのある人、難病等により一定の障がいのある人

☆内容 日常生活を容易にするため生活用具の給付を行う。  
(便器、特殊寝台、マット、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、人工喉頭、歩行補助杖、頭部保護帽、排泄管理支援用具(ストマ用装具)など)

☆自己負担金 用具の給付に要する費用の1割又は世帯の所得に応じた上限額(月額)  
※市民税所得割の額が46万円以上の場合は、全額自己負担

手話通訳者及び要約筆記者の派遣

(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱

☆対象 ・聴覚障がいのある人等  
・聴覚障がいのある人等とコミュニケーションを図る必要がある人

☆内容 手話通訳者又は要約筆記者をコーディネートし、派遣する。

手話専用ビデオ通話サービス (社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

☆対象 手話を言語として利用している人(事前登録が必要)

☆内容 タブレット端末を使用してビデオ通話により、問い合わせや相談に対応する。

手話奉仕員養成講座 (社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

〈入門課程〉

☆対象 手話学習経験のない人

☆内容 聴覚障がいのある人と手話への理解を広め、地域でともに生きる社会を目指すために必要な知識・技術を学ぶ。

〈基礎課程〉

☆対象 入門課程を修了した人、又は過去に手話を学んだことのある人

☆内容 聴覚障がいのある人と手話への理解を深め、手話通訳の基礎となる技術を学ぶ。

※入門課程・基礎課程 隔年実施

### 手話奉仕員ステップアップ講座

(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

☆対象 手話奉仕員養成講座修了者

☆内容 手話奉仕員養成講座(入門・基礎)を終えた対象者等が県の実施する手話通訳者養成講座を受けるために必要なスキルの維持・向上をめざすとともに、登録通訳者として活動するための意欲を高める。

### 移動支援事業(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市障害者等移動支援事業実施要綱

☆対象 次のいずれかに該当する人であって、外出時に移動の支援が必要な在宅の人

- ・全身性障がいのある人(身体障害者手帳の交付を受けた人で肢体不自由の1級に該当する人、18歳未満の児童であって両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する人)
- ・視覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けた人
- ・療育手帳の交付を受けた人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人

☆内容 対象者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

☆自己負担金 サービス利用料の1割又は世帯の所得に応じた上限額(月額)

### 日中一時支援事業(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市障害者等日中一時支援事業実施要綱

☆対象 在宅の障がいのある人及び障がいのある子どもであって、支援の必要な人

☆内容 対象者の日中における活動の場を確保し、対象者の家庭の就労支援及び対象者を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行う。

☆自己負担金 サービス利用料の1割又は世帯の所得に応じた上限額(月額)

### 訪問入浴サービス事業(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱

☆対象 居宅において入浴することが困難な65歳未満の在宅の重度身体障がいのある人で、次のすべてに該当する人

- ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた人
- ・常時臥床の状態であって、この事業の利用を図らなければ居宅での入浴が困難な人
- ・健康上入浴に支障がないことが医師の意見書等で確認できる人
- ・家族等付き添い者の得られる人

☆**内容** 居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。

☆**自己負担金** サービス利用料の1割又は世帯の所得に応じた上限額（月額）

訪問型歩行訓練事業（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※赤穂市訪問型歩行訓練事業実施要綱

☆**対象** 市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がい者であって、日常生活を送るうえで訓練が必要な人

☆**内容** 視覚障がい者に対して歩行訓練士を派遣し、日常生活圏等において個々の生活に応じた歩行訓練を行う。

☆**自己負担金** 訓練報酬の1割（生活保護受給世帯員又は市民税が非課税である場合は全額免除）

緊急通報システム(安心見守りコール)

（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※赤穂市安心見守りコール事業実施要綱

☆**対象** 在宅でひとり暮らしの重度の身体障がいのある人

☆**内容** 急病、事故等のため緊急の援助を必要とする場合に緊急通報センターに通報し、速やかに必要な援助を受けられるよう通報機を貸与する。

自立支援医療（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

○**更生医療(身体障がいのある人)**

☆**対象** 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人

※一定所得以上の場合は、対象外

☆**内容** 障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の一部を公費で負担し、自己負担額を軽減する。

☆**自己負担金** 医療費の1割又は世帯の所得などに応じた上限額（月額）

○**育成医療(身体障がいのある児童)**

（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

☆**対象** 18歳未満の児童で、身体に障がいのある人で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人

※一定所得以上の場合は、対象外

☆**内容** 障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の一部を公費で負担し、自己負担額を軽減する。

☆**自己負担金** 医療費の1割又は世帯の所得などに応じた上限額（月額）

### ○精神通院医療(精神障がいのある人)

(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

☆対象 精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する人

※一定所得以上の場合は、対象外

☆内容 精神障がいやそれを原因とする病気を有する人で、継続的に通院して治療を受ける必要がある人に対し、その通院医療に係る医療費の一部を公費で負担し、自己負担額を軽減する。

☆自己負担金 医療費の1割又は世帯の所得などに応じた上限額(月額)

※赤穂市国民健康保険条例

赤穂市の国民健康保険に加入されている人については、上記自己負担分(障害者総合支援法第58条第1項に規定する指定自立支援医療(精神通院))を助成します。
---

(医療介護課国保年金係 TEL 43 - 6813 FAX 43 - 6892)
--

### 障がい者への紙おむつの給付

(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市居宅ねたきり老人等紙おむつ給付事業実施要綱

☆対象 居宅で6カ月以上常時臥床し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた人で常時おむつの使用が必要であると判断される人(所得税非課税世帯)

☆内容 1日当たり4組を限度として紙おむつを給付する。

※施設等に入所又は病院・診療所に入院した場合は対象外

### 在宅重度心身障がい者(児) 激励事業

(社会福祉協議会 TEL 42 - 1397 FAX 45 - 2444)

☆目的 外出機会が少ない在宅重度心身障がい者(児)と、その家族(介護者)がレクリエーションを通じて、ボランティアや障がい者の家族と交流を深める。

☆対象 在宅重度心身障がい者(児)(身障手帳1・2級、または療育手帳A)とその家族

☆内容 日帰りバス旅行を実施する。

☆自己負担金 あり

### 心身障害者(児) 歯科診療所

(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

☆対象 相生市、赤穂市、上郡町に在住している心身障がいのある人、同地区の障害者支援施設等に入所している心身障がいのある人

☆内容 心身障がいのある人の歯科診療所を開設し、専門的歯科指導及び診療を行う。

【日時】 毎週火曜日・木曜日の午後1時半～4時

※初診は、市社会福祉課で申込手続きが必要

☆場所 赤穂市総合福祉会館内

☆自己負担金 健康保険適用にかかる自己負担分

☆実施主体 一般社団法人 相生・赤穂市郡歯科医師会 TEL 0791-45-2588

高齢重度障害者医療費の助成 (医療介護課医療係 TEL 43 - 6820)

※赤穂市福祉医療費助成条例

☆対象 後期高齢者医療制度の対象者で、身体障がい者（1～3級、4級の一部）、重度知的障がい者（療育手帳A判定）、精神障害者保健福祉手帳1級所持者。ただし、所得による制限がある。

☆内容 高齢者の医療の確保に関する法律による給付を受けたとき、その自己負担額の一部を助成する（精神障がい者の方の対象となる医療は、精神疾患による医療を除く一般医療分のみ）。

重度障害者医療費の助成 (医療介護課医療係 TEL 43 - 6820)

※赤穂市福祉医療費助成条例

☆対象 重度身体障がい者（児）（1・2級）、重度知的障がい者（児）（療育手帳A判定）、精神障害者保健福祉手帳1級所持者。ただし、所得による制限がある。（後期高齢者医療制度の対象者は除く）

☆内容 疾病又は負傷により医療保険による給付を受けたとき、その自己負担額の一部を助成する（精神障がい者の方の対象となる医療は、精神疾患による医療を除く一般医療分のみ）。

身体障害者自動車運転免許取得費の助成

(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

☆対象 身体障害者手帳所持者で指定自動車教習所において教習を受け普通自動車免許を取得することにより、社会活動への参加に効果があると認められる人

☆内容 指定自動車教習所において教習を受けるのに直接要した費用の3分の2以内の額を助成する（上限額100,000円）。

身体障害者用自動車改造費の助成

(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

☆対象 上肢、下肢又は体幹機能障がいのある人で、自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要のある人

☆内容 操向装置及び駆動装置等の改造に要する費用を助成する（上限額 100,000 円）。

#### 障がい者福祉タクシー利用助成

（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※赤穂市障がい者福祉タクシー利用助成事業実施要綱

☆対象 ・在宅の身体障害者手帳の交付を受けた人で、視覚障がい、肢体不自由（下肢及び体幹機能障がい）、内部障がいの 1・2 級に該当する人  
・在宅の療育手帳 A、B 1 の交付を受けた人  
・在宅の精神保健福祉手帳 1 級の交付を受けた人

☆内容 日常生活に必要な交通費の経費を助成するため、福祉タクシー利用券（1 枚 500 円）を 1 月当たり 4 枚交付する。（1 乗車の料金が 1,000 円以上の場合は 2 枚を限度として使用できる。）

#### 重度心身障害者（児）自動車燃料費助成

（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43-6833 FAX 45-3396）

※赤穂市重症心身障がい者（児）自動車燃料費助成事業実施要綱

#### ☆対象

以下の①～③すべてに該当する人

- ①在宅の身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けた者であって、かつ療育手帳 A の交付を受けた人
- ②市外の事業所で、生活介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している人
- ③赤穂市福祉タクシー利用券を交付されていない人

#### ☆内容

重症心身障がい者（児）が、上記②の市外の障害福祉サービス事業所へ通所するために使用する自動車の運行に伴う燃料費の一部を年間 24,000 円を上限として助成する。

#### 重度心身障害者介護手当（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※赤穂市重度心身障害者介護手当支給条例

☆対象 次のすべてに該当する障がいのある人を現に介護しており、市民税非課税世帯である人

- ・65 歳未満で、居宅で 6 カ月以上常時臥床の状態であって日常生活において常時介護を必要とする状態にある人
- ・身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 A の交付を受けた人
- ・市民税非課税世帯に属する人

- ・原則、過去1年間に介護保険サービス、自立支援給付を受けていない人

☆内容 月額10,000円（年間支給上限額10万円）。

#### 兵庫県心身障害者扶養共済制度

（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※兵庫県心身障害者扶養共済制度条例

☆対象 次のいずれかに該当する障がいのある人で、将来独立自活することが困難であると認められる人

- (1) 知的障がいのある人
- (2) 身体障害者手帳を所持し、その障がい級が1級から3級までに該当する人
- (3) 精神又は身体に永続的な障がいのある人で、その障がいの程度が(1)又は(2)の人と同程度と認められる人

☆内容 障がいのある人を扶養している保護者が、自らが生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する。（任意加入制度）

#### 福祉施設入所者歳末たすけあい金（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397 FAX 45 - 2444）

☆対象 心身障がい者福祉施設入所者（市内）・児童福祉施設入所者（保護者の住所地が赤穂市の者）

☆内容 歳末たすけあい運動の一環として、毎年12月に歳末たすけあい金を支給する。

#### 在宅重度心身障がい者（児）歳末たすけあい金

（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397 FAX 45 - 2444）

☆対象 介護手当受給者の障がい者（児）

☆内容 歳末たすけあい運動の一環として、毎年12月に歳末たすけあい金を支給する。

#### 障害児福祉手当（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※特別児童扶養手当等の支給に関する法律

☆対象 20歳未満で、身体又は精神（知的を含む）に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする児童

※次のいずれかに該当する場合は、支給対象とならない。

- ・障害児入所施設等に入所している場合
- ・障がいを支給事由とする公的年金（特別児童扶養手当を除く）を受給できる場合
- ・本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以上である場合

☆内容 月額15,690円



特別障害者手当（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

※特別児童扶養手当等の支給に関する法律

**☆対象** 20歳以上で、身体又は精神（知的を含む）に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者

※次のいずれかに該当する場合は、支給対象とならない。

- ・ 障害者支援施設等に入所している場合
- ・ 病院又は診療所に3カ月を超えて入院している場合
- ・ 本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以上である場合

**☆内容** 月額28,840円

有料道路料金の割引（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

**☆対象** （障がい者本人が運転する場合）

身体障害者手帳の交付を受けている人

（障がい者本人以外の方の運転が認められ、障がい者本人が乗車する場合）

身体障害者手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種）の交付を受けている人

療育手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種）の交付を受けている人

**☆内容** 通常料金の半額となる。（端数が生じる場合は、10円単位又は50円単位で切り上げ）

登録を行った特定の自動車および下記の範囲で割引が適用される

- ・ 手帳のシール種別が「道路」の人（本人による運転に限る）  
レンタカー、親族や知人の自家用車
- ・ 手帳のシール種別が「道路介護」の人（障がい者本人が運転または同乗の場合に限る）  
タクシー、福祉タクシー、レンタカー、親族や知人等の自家用車等

特定の自動車登録を行わない場合、料金所（現金レーン）で割引シールを提示することで割引可能

※市社会福祉課窓口で手続きが必要

（ETC登録申請する場合はオンラインでも対応可能）

NHK受信料の免除（社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396）

**☆内容**

- (1) 全額免除 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者を構成員とする世帯で、その世帯を構成する全ての人が市民税非課税の場合、構成員のいずれかの人が締結する放送受信契約
- (2) 半額免除 ①身体障害者手帳を所持する視覚・聴覚障がいのある人で世帯主である人が締結する放送受信契約

②身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、世帯主である人が締結する放送受信契約

※福祉事務所長の証明が必要

税の控除・免除（税務課市民税係 TEL 43 - 6803）

☆対象 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人

☆内容 (1) 所得税・住民税の控除

- ・特別障害者控除…1、2級の身体障害者手帳所持者、Aの療育手帳所持者、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者又は「恩給法別表第1号表ノ二」の特別項症から第3項症までの戦争病者手帳所持者
- ・障害者控除…特別障害者以外の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦争病者手帳所持者

(2) 自動車税・自動車取得税の減免

【問合せ先 TEL 0791-63-5130(龍野県税事務所)】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・視覚1～4級 ・聴覚2～4級 ・平衡機能3、5級 ・音声3級の一部</li><li>・上肢1～6級 ・下肢1～6級 ・体幹1～3、5級 ・脳病変1～6級</li><li>・内部1、3、4級 ・肝臓1～3級</li><li>・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1～3級</li><li>・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級</li></ul> |
|---|

上記の者又は同一生計の者が取得又は所有する自動車で、もっぱら障がいのある人のために継続的に使用される自動車若しくはひとり暮らしの障がいのある人が取得又は所有する自動車(軽自動車の減免を受けていない人)。  
※平成24年4月1日から自動車税、自動車取得税の減免受付窓口が県税事務所に変更になりました。

(3) 軽自動車税

- ・自動車税とほぼ同じ、かつ自動車税の減免を受けていない人

(4) 市県民税の非課税

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦争病者手帳所持者のうち、前年の合計所得金額が135万円以下(給与収入の場合、2,043,999円以下)の人

心身障害者住宅改造助成事業

(社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市高齢者等住宅改造助成事業実施要綱

☆対象 市内に住所を有する身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた人が属する世

帯

☆内容 住宅を改造する費用及び耐震診断に係る経費の一部を助成する。

☆対象箇所 ①浴室・洗面所 ②便所 ③玄関 ④廊下・階段 ⑤居室 ⑥台所  
⑦その他市長が必要と認めた箇所

☆助成金 生計中心者の市民税又は所得税の課税額等に応じた助成率により算出した額

成年後見制度利用支援事業 (社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833 FAX 45 - 3396)

※赤穂市成年後見制度利用支援事業実施要綱

☆対象 (申立ての対象者)

知的障がい又は精神障がいのある人で、親族の支援が得られない人

(成年後見人等の報酬に対する助成対象者)

- ・生活保護法に定める被保護者
- ・預貯金及び即時に換金可能な資産がなく、成年後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人

☆内容 障がいのある人の権利を保護するため、後見開始等の審判の申立てにかかる支援や成年後見人等の報酬に対する助成を行う。

☆自己負担金 市が負担した申立てに要する費用の全部又は一部の返還を求めることがある。

## 難病患者等

小児慢性特定疾病等医療費の助成（医療介護課医療係 TEL 43 - 6820）

※赤穂市小児慢性特定疾病等医療費助成要綱

☆対象 20歳未満の次の公費医療制度の対象者

☆内容 国指定の小児慢性特定疾病及び難病法に基づく特定医療により医療保険による給付を受けたとき、その自己負担額を助成する。

他公費負担医療費の助成（医療介護課医療係 TEL 43 - 6820）

※赤穂市他公費負担医療費助成要綱

☆対象 福祉医療費の受給者で、他の公費助成制度の対象者であること。

☆内容 次の公費助成制度の自己負担額を助成する。ただし、福祉医療費助成制度の自己負担額に相当する額を控除した額とする。

- ①自立支援医療
- ②小児慢性特定疾病医療支援
- ③難病法に基づく特定医療
- ④肝炎治療特別促進事業
- ⑤結核患者の医療 など

若年者の在宅ターミナルケア支援事業（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

※赤穂市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱

☆対象 治癒を目的とした治療を行わない20歳以上から40歳未満の末期がん患者

☆内容 提供するサービスは訪問介護を基本とするサービス（週3回までの身体介護、生活援助及び通院等乗降介助）と要領別表に定める福祉用具貸与とし、利用料（月上限6万円）の9割相当額を助成する。

## 高齢者

在宅福祉相談（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

※赤穂市在宅介護支援センター条例

※赤穂市在宅介護支援センター運営事業実施要綱

☆対象 高齢者及びその介護に当たる家族等

☆内容 地域包括支援センターが行う総合相談支援事業や、在宅介護支援センターの在宅福祉相談事業と連携し、高齢者及びその介護に当たる家族に対して在宅福祉に関する相談・総合調整を行う。

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| ・赤穂市地域包括支援センター（市内全域）     | TEL 42 - 1201 |
| ・在宅介護支援センターはくほう（赤穂・城西地区） | TEL 45 - 1114 |
| ・在宅介護支援センターやすらぎ（塩屋・西部地区） | TEL 43 - 6424 |
| ・在宅介護支援センターしおさい（尾崎・御崎地区） | TEL 42 - 0519 |
| ・在宅介護支援センターいきしま（坂越・高雄地区） | TEL 46 - 8182 |
| ・在宅介護支援センター千種の苑（高雄・有年地区） | TEL 49 - 2887 |

総合相談支援（地域包括支援センター TEL 42 - 1201）

☆対象 高齢者及びその家族等

☆内容 高齢者及びその家族等に対し、高齢者の介護・福祉・保健・医療等に関する相談に応じ、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などが総合調整を行う。

もの忘れ健康相談（地域包括支援センター TEL 42 - 1201）

☆対象 市内在住の認知症もしくはそのおそれのある人及び家族等

☆内容 医師によるもの忘れ健康相談（月1回）

☆自己負担金 なし

ひとり暮らし老人等緊急通報システム（安心見守りコール）

（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

※赤穂市安心見守りコール事業実施要綱

☆対象 65歳以上の援護を要するひとり暮らしの人

☆内容 急病、事故等のため緊急の援助を必要とする場合に緊急通報センターに通報し、速やかに必要な援助を受けられるよう通報機を貸与する。

☆自己負担金 所得税課税世帯は設置時に12,600円

あんしん見守りキーホルダー登録事業（地域包括支援センター TEL 42 - 1201）

☆対象 市内に住所を有する65歳以上の方（施設等入所者は除く）

☆内容 名前や緊急連絡先を登録した方が外出先で突然倒れたり徘徊により保護された場合など、身元が確認できない場合に、キーホルダー等に記載された登録番号を地域包括支援センターに連絡することで、身元の確認ができ迅速な対応につなげる。

☆自己負担金 なし

#### 敬老長寿ふれあい事業（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

多年にわたり地域社会の発展に寄与された高齢者の長寿を祝福するため、敬老行事を実施する各地区まちづくり連絡（推進）協議会に対して補助金を交付する。

#### ○ふれあい交歓会（花見会等）

☆対象 75歳以上のひとり暮らしの人（ひとり暮らし老人台帳に登録のある人）

☆内容 各地域において地域住民が主体の花見会等を実施し、高齢者と地域住民との絆や繋がりを深めるとともに、高齢者の生きがいを図る。

#### ○ふれあい敬老会

☆対象 75歳以上の人

☆内容 9月の敬老月間を中心に、高齢者を敬愛し、地域全体で支え合う気持ちを育むため、各地域において趣向を凝らした敬老会等を開催する。

#### 家族介護教室（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

☆対象 各地域の介護者等

☆内容 各地区の在宅介護支援センターが、在宅で介護をしている家族等を支援するために、介護の方法等を習得するための教室を開催する。

#### ねたきり老人への紙おむつの給付（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

※赤穂市居宅ねたきり老人等おむつ給付事業実施要綱

☆対象 6ヶ月以上ねたきり（ねたきり老人台帳に6ヶ月以上登録している人）で常時おむつの使用が必要であると判断される人（所得税非課税世帯）

☆内容 1日あたり4組を限度として紙おむつを給付する。

※施設等に入所又は病院・診療所に入院した場合は対象外

#### 在宅老人介護者支援事業（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

☆対象 ねたきりや認知症の高齢者を介護している人

☆内容 社会福祉協議会が実施する介護者の会育成のための事業に対して補助金を交付する。

老人クラブへの助成（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

☆対象 単位老人クラブ・老人クラブ連合会

☆内容 単位老人クラブが実施する生きがい・健康づくり活動、共生型助け合い活動、会員加入促進活動、地域活動の再開等に要する経費に対して補助金を交付する。また、老人クラブ連合会が実施する事業活動に対して補助金を交付する。

長寿祝金の支給（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

※赤穂市長寿祝金支給要綱

☆対象 毎年9月15日現在において、満88歳および満99歳の人。

☆内容 ①米寿祝金（満88歳、1万円）

②白寿祝金（満99歳、2万円）

※別途、最高齢者男女各1名と最高齢夫婦には祝金（記念品）を支給

老人福祉センター千寿園（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

※赤穂市立老人福祉センター条例

☆対象 60歳以上の人

☆内容 高齢者の生きがい対策事業として、老人福祉センター千寿園において10種目（お茶・将棋・囲碁・民謡・新舞踊・日舞・刺しゅう・料理・大正琴・フォークダンス）の教養講座を開催する。

養護老人ホームへの入所（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

※老人福祉法

☆対象 65歳以上の人で、環境上及び経済的事由により自宅での生活が困難であると認められる人。

☆内容 在宅での生活が困難な人が入所し、食事や入浴など日常生活上の世話等を受けながら生活する。

☆自己負担金 本人及び扶養義務者の負担能力に応じた費用徴収基準に基づく額

生きがいデイサービス（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

※赤穂市生きがいデイサービス事業実施要綱

※赤穂市外出支援サービス事業実施要綱

☆対象 65歳以上で介護保険制度の対象とならない人

☆内容 高齢者の社会的孤立感を解消し、生活機能の維持向上及び健康増進を図るため、健康チェック、入浴サービス、レクリエーション、貯筋体操等のデイサービス事業を行う。マイクロバスによる送迎あり。

☆自己負担金 利用料800円と昼食代を負担（1回あたり）

自立支援配食サービス（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

☆対象 70歳以上のひとり暮らし又は75歳以上の高齢者のみ世帯で、心身障がい及び疾病等の理由により日常の食事の調理等が困難な人。アセスメントにより利用の可否を決定する。

☆内容 平日（月曜日～金曜日）に夕食を宅配し、栄養バランスのとれた食事を提供することで、利用者の安否確認及び健康保持、介護状態の予防を図る。

☆自己負担金 1食につき300円

認知症サポーター養成講座（地域包括支援センター TEL 42 - 1201）

☆対象 市民

☆内容 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（サポーター）を養成する講座。

家族介護支援事業（地域包括支援センター TEL 42 - 1201）

☆対象 介護者

☆内容 介護者のための健康相談、介護者交流会の開催。

生活支援サポーター養成講座（地域包括支援センター TEL 42-1201）

☆内容 高齢者が住み慣れた地域で自立した暮らしを続けていけるよう、日常の生活支援を担う人材やボランティアを育成することを目的として、兵庫県の緩和した基準によるサービスの担い手養成研修標準カリキュラムに沿った内容で講座を実施する。

高齢期移行助成（医療介護課医療係 TEL 43 - 6820）

※赤穂市福祉医療費助成条例

☆対象 65歳以上70歳未満の者（高齢者の医療の確保に関する法律第50条の認定を受ける者は除く）。ただし、所得及び一部要介護度による制限がある。

☆内容 疾病又は負傷により医療保険による給付を受けたとき、窓口での負担割合が課税状況により医療費の2割（1割：経過措置該当者）の負担となる。（負担限度額あり）

高齢者住宅改造助成事業（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

※赤穂市高齢者等住宅改造助成事業実施要綱

☆対象 介護保険制度の要介護（支援）認定を受けた被保険者のいる世帯に該当する方

☆内容 住宅を改造する費用及び耐震診断に係る経費の一部を助成

☆対象箇所 ①浴室・洗面所 ②便所 ③玄関 ④廊下・階段 ⑤居室 ⑥台所



⑦その他市長が必要と認めた箇所

☆自己負担金 生計中心者の前年所得税額による助成率（所得による制限がある）

家族介護慰労金（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

※赤穂市家族介護慰労金支給事業実施要綱

☆対象 介護保険法に基づく要介護認定を受けた者であって、かつその要介護状態が要介護 4 又は 5 に認定されている市民税非課税世帯の者で過去 1 年間介護サービスを受けなかったとき。

☆内容 年額 100,000 円

友愛訪問（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 ①ひとり暮らし老人（75 歳以上）・高齢者世帯（80 歳以上）  
②ねたきり老人・認知症老人

☆内容 各地区まちづくり連絡（推進）協議会や民生委員、地域福祉推進委員のみなさんが、対象者宅を訪問し、交流を深める。

☆自己負担金 なし

給食サービス（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 ひとり暮らし老人（75 歳以上）・高齢者世帯（80 歳以上）

☆内容 市内 9 地区において、各地区福祉推進連絡会、ボランティア等の協力により在宅福祉サービスの一環として、毎月 1 回程度手づくりの食事を配食する。

☆自己負担金 1 回 300 円

三世代交流もちつき大会（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 ひとり暮らし老人（75 歳以上）・高齢者世帯（80 歳以上）

☆内容 歳末たすけあい運動の一環として毎年 12 月末、各地区まちづくり連絡（推進）協議会・一部自治会により三世代が集い、もちつき大会や会食等で交流を深め、ひとり暮らし老人、高齢者世帯宅におもちを持って友愛訪問する。

☆自己負担金 なし

福祉機器の貸出（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 身体の不自由な方・高齢者

☆内容 日常生活に支障のある方に福祉機材（車いす、歩行器、電動ベッド、ポータブルトイレ等）を貸し出す。電動ベッドにおいては、新規貸出なし。

☆自己負担金 なし（一部個人負担が必要な場合あり）

満84歳橋寿記念写真の贈呈事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 満84歳の方（基準日 9月16日）

☆内容 各地区まちづくり連絡（推進）協議会を通じて贈呈。

満100歳到達者訪問事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 満100歳の方（基準日 9月16日）

☆内容 敬老月間に自宅へ訪問し、祝金を贈呈。

最高齢者訪問事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 最高齢者（男女各1名）、最高齢夫婦

☆内容 敬老月間に自宅へ訪問し、祝金を贈呈。

ねたきり老人・認知症老人歳末たすけあい金（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 家族介護慰労金受給世帯のねたきり・認知症老人

☆内容 歳末たすけあい運動の一環として、毎年12月に歳末たすけあい金を支給する。

福祉施設入所者歳末たすけあい金（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 老人福祉施設入所者（養護老人ホーム入所者等措置対象者）

☆内容 歳末たすけあい運動の一環として、毎年12月に歳末たすけあい金を支給する。

介護者の会育成（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 介護者の会

☆内容 家族を介護している介護者の組織化を図り、情報の提供・研修会・相互の友達づくりを通して、当事者相互の援助活動を実施する。会員相互の援助活動の一環として、例会やおたよりの発行、宅老等。

- |          |       |               |      |        |
|----------|-------|---------------|------|--------|
| (1) 定例会  | 第3水曜日 | 13時30分～15時30分 | 福祉会館 | 年10回開催 |
| (2) ミニ宅老 | 第2土曜日 | 10時～15時       | 福祉会館 |        |

☆年会費 1,200円

介護特別食（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 在宅生活での食事に特別な調理や配慮が必要な方等

☆内容 毎週月曜日・木曜日に塩分控えめで栄養管理された昼食を配食。きざみ食、ミキサー食、おかゆ等の形状にも対応

☆自己負担金 500円

成年後見制度利用支援事業（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

※赤穂市成年後見制度利用支援事業実施要項

**☆対象** （申立ての対象者）

認知症高齢者で、親族の支援が得られない人

（成年後見人等の報酬に対する助成対象者）

- ・生活保護法に定める被保護者
- ・預貯金及び即時に換金可能な資産がなく、成年後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人

**☆内容** 高齢者の権利を保護するため、後見開始等の審判の申立てにかかる支援や成年後見人等の報酬に対する助成を行う。

**☆自己負担金** 市が負担した申立てに要する費用の全部又は一部の返還を求めることがある。

## 介護予防

〈今の生活機能を維持・向上したい〉

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

高額介護予防サービス費等相当事業（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 介護予防・日常生活支援総合事業利用者。ただし、所得等に応じて上限額が変わる。

☆内容 介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担限度額が上限を超えたとき、超えた分の払い戻しが受けられる。

☆負担上限額 15,000円～140,100円

高額医療合算介護予防サービス費相当事業（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 医療保険と介護予防・日常生活支援総合事業の両方に自己負担がある世帯。

☆内容 同一の医療保険に加入している世帯で、1年間（8月～翌年7月）にかかった医療保険と介護予防・日常生活支援総合事業の合計が自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分の払い戻しが受けられる。

☆負担上限額 19万円～212万円

介護予防・生活支援サービス事業（地域包括支援センター TEL 42 - 1201）

### 訪問型サービス

☆対象 在宅の要支援者等

☆内容 ホームヘルパーが家庭を訪問し、買い物、掃除など日常生活上の支援を行う。

※利用できるサービス

①従来の介護予防訪問介護（身体介護、生活援助）

②緩和した基準によるサービス（生活援助）

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）

### 通所型サービス

☆対象 在宅の要支援者等

☆内容 機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を行う。

※利用できるサービス

①従来の介護予防通所介護

②緩和した基準によるサービス（従来の介護予防通所介護から身体介護を除いたサービス内容で、運動機能の改善・維持、通いの場に対応するサービス）

③短期集中通所型サービス（1コース12回のリハビリ専門職による短期集中型の通所型サービス）

- ☆自己負担金 ①②かかった費用の1割(一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割)  
③ 自己負担なし

#### 一般介護予防事業

##### 転倒骨折予防教室 (社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809)

☆対象 各地域の高齢者

☆内容 各地区の在宅介護支援センターが、地域の高齢者を対象に転倒による骨折等を予防する体操や知識指導のための教室を開催し、介護予防の普及啓発を行う。

##### 認知症予防教室 (社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809)

☆対象 各地域の高齢者

☆内容 各地区の在宅介護支援センターが、地域の高齢者を対象に認知症に関する学習機会の提供のための教室を開催し、介護予防の普及啓発を行う。

##### 生きがいデイサービス(貯筋体操) (社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809)

☆対象 生きがいデイサービスの利用者

☆内容 理学療法士・作業療法士による体操を実施することで、加齢に伴う心身機能の維持向上を図る。生きがいデイサービス利用時に実施する。

##### いきいき百歳体操 (地域包括支援センター TEL 42 - 1201)

☆対象 概ね65歳以上の者

☆内容 重りを使った筋力運動の体操

住民自らが自主的に運営し、地域で取り組む健康づくりであり、地域で体操を勧めていくために下記の条件が必要。(条件は変更する場合あり)

1. 概ね65歳以上、4人以上のグループで自主的に体操を行うことができること
2. いきいき百歳体操を週に1回以上実施し、3ヶ月以上継続して取り組むことができること
3. 体操に必要な会場、椅子、テレビ、DVDプレーヤーが準備できること  
体操を行うグループに対しては、体操に必要な重り・DVDの貸し出しや、リハビリ専門職、保健師等による体力測定や体操指導を行う応援講座を開催。

##### 介護支援ボランティア・ポイント制度 (医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 40歳以上の者(要介護の認定を受けていない方)

☆内容 介護保険施設等でボランティア活動を行い、自身の健康増進と介護予防を図る。  
また、この活動を通して、地域や人とのつながりを深め、いきいきとした地域社会

づくりを推進する。ボランティア活動実績ポイントに応じて申し出によりポイントを換金した交付金を交付する。

## 介護保険

〈居宅サービス〉

訪問介護（ホームヘルプ）（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 在宅の要介護者（要介護の認定が必要）

☆内容 ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行う。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）

訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 在宅の要介護者等（要支援又は要介護の認定が必要）

☆内容 入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車が家庭を訪問し、入浴の介助を行う。  
介護予防訪問入浴介護では、居宅に浴室がなく、病気などの理由により、その他の施設における浴室の利用が困難と認められる場合などに限り、移動入浴車等での訪問による入浴の介助を行う。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）

訪問看護／介護予防訪問看護（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 在宅の要介護者等（要支援又は要介護の認定が必要）

☆内容 訪問看護ステーション等の看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連携をとりながら病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行う。

介護予防訪問看護では、介護予防を目的とした療養上の世話や診療補助を行う。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）

訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 在宅の要介護者等（要支援又は要介護の認定が必要）

☆内容 理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う。

介護予防訪問リハビリテーションでは、介護予防を目的としたリハビリテーションを行う。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）

### 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

(医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者等（要支援又は要介護の認定が必要）

☆内容 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な利用者の家庭を訪問し、療養上の管理指導を行う。

介護予防居宅療養管理指導では、介護予防を目的とした療養上の管理指導を行う。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）

### 通所介護（デイサービス）（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 在宅の要介護者（要介護の認定が必要）

☆内容 送迎によりデイサービスセンター（日帰り介護施設）で入浴、食事、日常動作訓練、健康チェックなどのサービスを行う。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）＋食費等

### 通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

(医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者等（要支援又は要介護の認定が必要）

☆内容 医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどを行う。

介護予防通所リハビリテーションでは、入浴、食事などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養指導、口腔機能の向上）を提供する。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）＋食費等

### 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護

(医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者等（要支援又は要介護の認定が必要）

☆内容 短期間、福祉施設や医療施設などに宿泊しながら介護や機能訓練等を受ける。

介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護では、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等を受ける。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）＋食費・滞在費等



### 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

(医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者等 (要支援又は要介護の認定が必要)

☆内容 指定を受けた有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供する。

介護予防特定施設入居者生活介護では、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供する。

☆自己負担金 かかった費用の1割 (一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割)

### 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与 (医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者等 (要支援又は要介護の認定が必要)

☆内容 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与する。

介護予防福祉用具貸与では、自立支援に必要と認められ効果のある福祉用具を貸与する。

[給付対象品目]

○福祉用具貸与

車いす (付属品含む)、特殊寝台 (付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症高齢者徘徊感知機器、移動用リフト (つり具の部分除く)、自動排泄処理装置

○介護予防福祉用具貸与

手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ

☆自己負担金 かかった費用の1割 (一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割)

### 福祉用具購入費の支給／介護予防福祉用具購入費の支給

(医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者等 (要支援又は要介護の認定が必要)

☆内容 入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費用 (年間10万円を上限) の9割が保険から給付される。(指定事業者での購入に限る)

[給付対象品目]

腰掛け便座、入浴補助用具、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、排泄予測支援機器

☆支給限度額 1人年間10万円 (実支給額は購入費の9割)

(一定以上所得者の実支給額は購入費の8割)

(現役並み所得者の実支給額は購入費の7割)

### 住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給

(医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者等 (要支援又は要介護の認定が必要)

☆内容 廊下や階段の手すりの取付けや段差解消のためのスロープ設置等の改修費用の9割が保険から給付される。

[給付対象工事]

手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止、移動を円滑にするための床の材料の変更、引き戸などの扉の取り替え、和式便器を洋式便器に取り替え、その他改修に伴って必要となる改修工事

☆支給限度額 原則1人1回20万円 (実支給額は改修費の9割)

(一定以上所得者の実支給額は改修費の8割)

(現役並み所得者の実支給額は改修費の7割)

※高齢者住宅改造助成事業又は心身障害者住宅改造助成事業との併用が可能。

(地域密着型サービス)

### 地域密着型通所介護 (医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者 (要介護の認定が必要)

☆内容 定員18人以下の小規模デイサービスセンターに日帰りを通い、入浴、食事などの介護や機能訓練などを受ける。

☆自己負担金 かかった費用の1割 (一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割) + 食費等

### 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

(医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者等 (要支援又は要介護の認定が必要)

☆内容 認知症高齢者が認知症専用型のデイサービスセンターなどに日帰りを通い、入浴、食事などの介護や機能訓練などを受ける。

☆自己負担金 かかった費用の1割 (一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割) + 食費等

認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

(医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者等 (要支援2又は要介護の認定が必要)

☆内容 認知症のある高齢者が共同生活しながら食事の支度や掃除、洗濯などを介護スタッフとともに行う。

☆自己負担金 かかった費用の1割 (一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割) + 食費・居住費等

小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

(医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 在宅の要介護者等 (要支援又は要介護の認定が必要)

☆内容 「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、中重度となっても在宅での生活が継続できるようにサービスを受ける。

☆自己負担金 かかった費用の1割 (一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割) + 食費・宿泊費等

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947)

☆対象 要介護者 (要介護の認定が必要)

☆内容 定員29人以下の特別養護老人ホーム

食事や排泄など常時の介護が必要で、自宅では適切な介護が困難な人が入所し、食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを受ける。

☆自己負担金 かかった費用の1割 (一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割) + 食費・居住費等

※地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように支援するサービスで、原則として、他市町村に住民登録している人は利用できない。

〈施設サービス〉

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 要介護者（原則として要介護3以上の認定が必要）

☆内容 食事や排泄など常時の介護が必要で、自宅では適切な介護が困難な人が入所し、食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを受ける。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）＋食費・居住費等

介護老人保健施設（老人保健施設）（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 要介護者（要介護の認定が必要）

☆内容 病状が安定し、自宅へ戻られるようリハビリに重点を置いたケアが必要な人が入所し、日常生活の介助、機能訓練などを受ける。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）＋食費・居住費等

介護医療院（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 要介護者（要介護の認定が必要）

☆内容 医学的管理のもとで長期療養を必要とする人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを受ける。

☆自己負担金 かかった費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）＋食費・居住費等

高額介護サービス費（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 介護サービス利用者。ただし、所得等に応じて上限額が変わる。

☆内容 介護サービスの利用者負担額が上限を超えたとき、超えた分の払い戻しが受けられる。

☆負担上限額 15,000円～140,100円（月額）

高額医療合算介護サービス費（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 医療保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯。

☆内容 同一の医療保険に加入している世帯で、1年間（8月～翌年7月）にかかった医療保険と介護保険の合計が自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分の払い戻しが受けられる。

☆負担上限額 19万円～212万円

特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）

（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 介護保険施設入所者及びショートステイ利用者。ただし、所得による制限がある。

☆内容 介護保険施設入所中及びショートステイ利用中の食費・居住費（滞在費）を所得段階に応じて軽減する。

☆自己負担金 食費 300 円～1,360 円、居住費（滞在費）0 円～1,310 円（日額）

特定入所者に係る食費等の負担限度額差額助成

（医療介護課介護保険係 TEL 43 - 6947）

☆対象 特定入所者介護サービス費の所得区分判定において障害基礎年金等を含めた結果段階区分が変わった人。

☆内容 特定入所者介護サービス費の自己負担額を助成する。

## 低所得者の福祉

生活保護（社会福祉課保護支援係 TEL 43 - 6807）

☆**内容** 家庭の生活を支えていた人の死亡、病気、事故などで収入が途絶え、自力で生活するための努力をしても、なお生活に困窮するときは、申請により、資産調査等の結果で生活保護が受けられる。生活保護には、生活・住宅・教育・医療・出産・生業・葬祭・介護の8種類の扶助がある。

就学援助（教育委員会総務課 TEL 43 - 6857）

☆**対象** 要保護者…生活保護を受給する者

準要保護者…要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

☆**内容** 申請により小学生及び中学生の保護者に給食費や学用品費などの一部を援助する。

要援護世帯主の国民健康保険一部負担金の補助

（医療介護課国保年金係 TEL 43 - 6813 FAX 43 - 6892）

※赤穂市国民健康保険被保険者世帯主の一部負担金に対する補助金交付規則

☆**対象** 生活保護法の適用を受けない低所得世帯で、赤穂市国民健康保険の被保険者の世帯主

☆**内容** 補助金の額は、世帯主が保険医療機関等に支払った一部負担金の3分の1に相当する額。

要保護・準要保護世帯児童生徒お年玉（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆**対象** 要保護・準要保護世帯の小中学生

☆**内容** 歳末たすけあい運動の一環として12月に学校を通じて、お年玉として図書カードを支給する。

要保護・準要保護世帯への助成（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆**対象** 要保護・準要保護世帯の小中学生

☆**内容** 修学旅行小遣いを支給する。

生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆**対象** 高齢者、低所得者、障がい者

☆**内容** 世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図るため民生委員の必要な援助指導のもとに、資金を低利で貸付け安定した生活ができるようにする。

友愛基金の貸付（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 赤穂市に引き続き1年以上居住する低所得者

☆内容 低所得者を対象に、民生委員の適切な指導のもと、世帯の自立更生を目的とした生活つなぎ資金を貸付ける。（上限3万円、無利子）

生活困窮者支援事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 緊急かつ一時的に生計の維持が困難な世帯

☆内容 食料等の生活に必要な現物を1週間以内を限度に提供、又、日常生活に必要な最低限度の日用品を提供することにより、世帯の自立を促し、円滑な社会生活が送れるよう支援する。

生活困窮者自立相談支援事業（社会福祉課保護支援係 TEL 43 - 6807）

☆対象 様々な事情により、現に、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人。

☆内容 就労その他の自立に関する問題について、本人、家族、その他の関係者からの相談に応じ、次のような支援を行う。

- ・相談内容に応じて、さまざまな支援制度の活用や支援プランを検討
- ・支援プラン等に基づき、就労支援などの支援サービスを実施
- ・各種支援を包括的に行うための関係機関との連絡調整

住居確保給付金（社会福祉課保護支援係 TEL 43 - 6807）

☆対象 離職または自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある人、または住居を喪失した人。

ただし、離職等の日から2年以内であること、収入や所持している預貯金が一定の額より低い額であること、また、公共職業安定所に求職の申し込みをしていることなどの対象者要件がある。

☆内容 生活保護の住宅扶助額の上限額を限度額として、原則3カ月間住宅家賃相当分を支給する（家主側に直接支払う）ことにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。収入や預貯金の状況等により全額支給、一部支給となる場合がある。

生活困窮者一時生活支援事業（社会福祉課保護支援係 TEL 43 - 6807）

☆対象 一定の住居を持たない生活困窮者であって、収入や資産が一定水準以下の人。

☆内容 一時的な宿泊場所を確保し、自立に向けた新たな住居探し及び自立に関する相談支援を行う。また、必要に応じて衣食等の提供を行う。

## その他の福祉

民生委員・児童委員（社会福祉課保護支援係 TEL 43 - 6807）

☆内容 民生委員・児童委員は、幸せな地域社会をつくるために活動するボランティアとして、地域住民の中から厚生労働大臣の委嘱を受けた人。

活動は、

- (1) 時代にあった福祉のための社会調査
- (2) 低所得世帯や障がい者世帯のための生活福祉資金の借受償還指導
- (3) 日常生活のあらゆる心配ごとについての相談
- (4) 生活保護、障がい者、母子家庭、高齢者、児童などについての行政機関の業務への協力
- (5) 法令通知等による協力要請事項に関する各種状況確認
- (6) 地域住民の連帯に基づく温かい思いやりと、助け合い運動

主任児童委員（社会福祉課保護支援係 TEL 43 - 6807）

☆内容 主任児童委員は、健やかに子どもを生き育てる環境づくりのために区域を担当する児童委員と一体となって活動するボランティアとして、地域住民の中から厚生労働大臣の委嘱を受けた人。

活動は、

- (1) 家庭環境、社会環境についての詳細な情報収集調査
- (2) 児童、妊産婦などについての行政機関への協力
- (3) その他区域を担当する児童委員の活動に対し、必要な援助協力

地域福祉推進委員（社会福祉課保護支援係 TEL 43 - 6807）

※赤穂市地域福祉推進委員設置要綱

☆内容 地域福祉推進委員は、地域の福祉活動の増進を目的として設置され、民生委員定数の2倍（212人）が定数で市長が委嘱する。職務は、要援護世帯の発見、ひとり暮らし高齢者等の安否確認・友愛訪問・その他民生委員との協力体制により地域の福祉活動を行う。



心配ごと相談所（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 市民のあらゆる心配ごとの相談に応えるため、心配ごと相談を行っている（相談は無料）。

- ・心配ごと相談 第1・4水曜日 13時～17時
  - ・こころの相談 第1・4水曜日 13時～17時
  - ・弁護士相談 第3水曜日 13時～17時
- ※弁護士相談とこころの相談は予約が必要

☆場所 総合福祉会館

市民福祉講座（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 市民を対象に福祉の現状や今後の福祉の方向性など情報を提供し、市民の福祉への関心や興味を促し、啓発を兼ねて自ら学習する機会を提供する。「一人ひとりが輝いて生きる」をテーマに3回シリーズで開催する。

☆場所 総合福祉会館

小地域福祉研修会・座談会（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 各地域で福祉の現状や課題・地域での助けあいなどの活動を促進するために、研修会や座談会を実施するとともに単位自治会を対象として福祉の出前講座を開催する。

☆メニュー 研修会・支えあいマップづくり・福祉マップづくり

小地域福祉推進事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 各地区まちづくり連絡（推進）協議会を指定して、ささえあう福祉のまちづくり事業の実践活動を推進する。小地域（自治会単位）を対象として研修会や座談会の出前講座を開催する。

小地域福祉活動リーダー研修会（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 小地域での住民活動を支援することを目的として、先進地の活動や講師を招いての講演会や地域住民の実践活動の発表の場を提供し、小地域福祉活動のリーダーの育成を行い、地域での活動の支援を積極的に実施する。

レクリエーション用品等貸出事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 ふれあい・いきいきサロンや自治会、子ども会等にレクリエーション用品を貸出し、住民間交流の促進を図る。

☆自己負担金 なし

ふれあい・いきいきサロン（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 地域の歩いて通える集会所等に様々な人が気軽に集まり、おしゃべりやレクリエーションを通じてコミュニケーションの輪を広げることで、生きがいとふれあい活動の場の自主的な運営を支援する。

☆助成金 月1回以上（年間12回以上）25,000円（開設時期により四半期で対応）。  
5年以上開設で条件に合致する場合 30,000円  
月2回以上（年間24回以上）実施で条件に合致する場合 10,000円追加  
年4回以上実施 10,000円（ミニサロン）

福祉協力校指定事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 市内の小・中・高校を指定し、児童・生徒に対して、社会福祉への理解と関心を高め、福祉体験学習を通して社会奉仕・社会連携の精神を養っていただくとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図る。毎年6月にある「福祉のつどい」において実践発表会を実施する。

：指定校 小学校10校 中学校5校 高等学校1校

災害弔慰金の支給（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

※災害弔慰金の支給等に関する条例

☆内容 暴風、豪雨等の自然災害により死亡した遺族や、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民、自然災害又は火災により被害を受けた被災者に対して、災害弔慰金等が給付される。また、自然災害により被害を受けた世帯に対して災害援護資金の貸付制度がある。

- (1) 災害弔慰金…災害により死亡した者1人当たり250万円～500万円
- (2) 災害障害見舞金…障がい者1人当たり125万円～250万円
- (3) 災害見舞金…①市民が死亡した場合10万円  
②住居が全壊、全焼、流失、滅失した場合10万円  
③住居が半壊、半焼した場合5万円  
④住居が床上浸水等により一時的に居住が妨げられる状態になった場合3万円
- (4) 災害援護資金の貸付…150万円～350万円

福祉ネットワーク事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 「安心して住み慣れた地域で暮らす」「みんなで見守り・支えあいをする」ことを目的に、地域住民同士のつながりづくりや助けあい活動に対して助成を行い、小地域単位の福祉力向上を目指す。

☆助成金 ①必須活動（年間6回以上）…協議活動・啓発活動・見守り活動

②選択活動…生活支援活動（年間）・交流活動（年4回以上）

①年間上限 20,000 円 ②一項目につき、追加助成年間上限 10,000 円  
ただし、②のみの場合は助成対象外

地域のつながりづくり応援事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 「安心して住み慣れた地域で暮らす」「みんなで見守り・支えあいをする」ことを目的に、地域住民同士のつながりづくりや助けあいについて新たな活動を実施する団体の活動に関する機材・備品購入等に対して、助成を行う。

☆助成金 ①活動に必要な機材・備品等の購入費用  
②居場所の整備等にかかる費用  
③上記のほか、本会理事長が必要と認めた経費  
1 団体上限 50,000 円

地域の困りごと応援隊事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆内容 簡単な清掃や電球交換など日常生活のちょっとした困りごとを住民同士の助けあいで解決する。

利用日時：月～金曜日 午前8時～午後5時

利用対価：10分100円（活動に必要な実費は別途必要）

ボランティアセンター（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397 FAX 45-2444）

☆内容 ボランティアセンターでは、地域の福祉を高めるため、ボランティア活動の拠点として次の事業を行っている。

- ①ボランティア活動の啓発及び開発
- ②ボランティア活動に関する相談・援助・指導
- ③ボランティア活動に関する登録・斡旋及び派遣
- ④ボランティア活動に関する研修・調査・研究
- ⑤ボランティア活動関係団体、施設等の連絡調整
- ⑥ボランティア活動資料の収集及び情報の提供
- ⑦場の提供及び器材の貸与
- ⑧ボランティア災害共済の加入促進
- ⑨災害ボランティア活動に関すること

日本赤十字社・災害見舞金（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

☆内容 火災や水害等の自然災害により被災を受けた個人又は世帯に対して日本赤十字社兵庫県支部より災害見舞金等が支給される。

- (1) 死亡者に対し、1名につき2万円
- (2) 住家の全壊、流失、全焼した世帯等に対し毛布を1人につき1枚  
日用品セットを1世帯につき（4人毎に）1セット

善意銀行・災害見舞金（社会福祉協議会 TEL 42-1397）

☆内容 住家が全壊・全焼又は流失した世帯に対し、1世帯につき2万円が善意銀行から給付される。

三世代交流事業助成（社会福祉協議会 TEL 42-1397）

☆内容 高齢者と子ども、親など三世代が交流する事業を推進するため、団体が新たに自主・自発的に行う交流事業につき助成する。

ひきこもり支援事業（社会福祉協議会 TEL 42-1397）

☆内容 外出しづらい、社会と関わることに不安があるなどの状態の方、またはその家族等が、自分の家のように自由に過ごすことができる地域の居場所“みんなのいえ”を開設する。

開設時間：毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午後1時～午後4時

参加費：無料

ひきこもり家族のつどい（社会福祉協議会 TEL 42-1397）

☆内容 外出しづらく、ひきこもり状態にある方の家族を対象に、つどいを開催する。

開催日時：毎月第4木曜日 午後1時～午後4時

参加費：無料

ひきこもり啓発講座（社会福祉協議会 TEL 42-1397）

☆内容 ひきこもりに対する理解のある方を地域の中で増やし、ひきこもり状態にある方やそのご家族が安心して地域で生活していけることを目的に実施する。

善意銀行・善意の日記念払出（社会福祉協議会 TEL 42-1397）

☆内容 「善意の日」を記念して、市内の幼稚園・小学校・中学校へ図書及び遊具代を2年に一度払出し。

払出金額 1校当たり 30,000円

赤い羽根共同募金運動（赤穂市共同募金委員会 TEL 42-1397）

☆内容 毎年10月から実施する。赤い羽根共同募金運動では、国民たすけあい運動の一

環として、市民と共に募金活動を展開し、寄せられた募金は、翌年社会福祉協議会の地域福祉活動や民間の福祉活動に活用される。

災害時には義援金の受付窓口も担う。

歳末たすけあい募金運動（赤穂市共同募金委員会・社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

**☆内容** 毎年12月1日から12月20日まで年の瀬を迎えた時に、歳末たすけあい運動の一環として募金活動を展開する。集められた募金は、市民に様々な事業やたすけあい金として配分される。

戦没者遺族の援護（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

**☆対象** 戦没者遺族

**☆内容** 普通扶助料、公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金、弔慰金、遺族年金、遺族給与金、遺族一時金、遺族特設年金、遺族特設給与年金、遺族特例特設年金、遺族特例特設給与金、障害者遺族特例金、障害者遺族特例給与金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

戦傷病者等の援護（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

**☆対象** 戦傷病者等

**☆内容** 傷病恩給（増加恩給、傷病賜金、特例傷病恩給）障害年金、障害一時金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金

特別援護…戦傷病者手帳の交付、療養の給付、療養手当の支給、葬祭費の支給、更正医療費の給付、国立保養所への収容、補装具の支給及び修理等

旧軍人・軍属等（社会福祉課いきがい福祉総務係 TEL 43 - 6809）

**☆対象** 旧軍人・軍属等

**☆内容** 普通恩給、傷病恩給（公務傷病恩給、特別傷病恩給）一時恩給、傷病賜金、一時金

国民年金（医療介護課国保年金係 TEL 43-6813 FAX 43-6892）

☆内容 20歳から60歳までの人が加入する。

〈加入形態〉

1号被保険者…自営業、学生等

2号被保険者…厚生年金又は共済の加入者（20歳未満または60歳以上も含む）

3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者（サラリーマンの妻等）

※次のような事例に該当したときは、医療介護課国保年金係、または姫路年金事務所までお問合せください。

こんなとき		どこに問い合わせるか？
会社を退職したとき	➡	市役所
配偶者の扶養からはずれたとき（離婚含む）		
海外に居住するとき		
海外から帰ったとき		
60～65歳になるまで任意加入したいとき	➡	配偶者の勤務先
20歳になったとき		
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	➡	市役所・姫路年金事務所
基礎年金番号通知書または年金手帳をなくしたとき		
学生のため保険料の納付猶予を申請したいとき	➡	姫路年金事務所・市役所
保険料を納めるのが困難なとき	➡	
クレジットカード納付を申し込むとき	➡	金融機関・市役所・姫路年金事務所
納付書を紛失したとき	➡	
口座振替を申し込む（変更する）とき	➡	市役所
定額以上の保険料を納めたいとき（付加保険料）	➡	

※年金には高齢者が受け取る老齢年金の他に、障害年金、遺族年金があります。それぞれに支給要件、年金額の計算方法が異なります。詳しくは医療介護課国保年金係、または姫路年金事務所までお問合せください。

\*問合せ先 医療介護課国保年金係 TEL 43-6813 FAX 43-6892  
 姫路年金事務所 TEL 079-224-6382  
 ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165

#### 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除

(医療介護課国保年金係 TEL 43 - 6813 FAX 43 - 6892)

- ☆対象 出産をした第1号被保険者。出産の範囲は妊娠85日以上(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)
- ☆内容 出産予定月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除される。所得に関係なく申請でき、将来の年金額には納付した場合と同様に全額反映される。

#### 老齢年金生活者支援給付金

(医療介護課国保年金係 TEL 43 - 6813 姫路年金事務所 TEL 079-224-6382)

- ☆対象 65歳以上の老齢基礎年金受給者。さらに国内に住民票があり、市町村民税非課税世帯、かつ前年の年金額とその他の所得の合計が基準額以下である人【基準額は毎年度改定】
- ☆内容 対象者が申請することで年金の支給に合わせて一定額の支援給付金が支給される。支援給付金の額は保険料納付済期間と保険料免除期間により決定される。

#### 補足的老齢年金生活者支援給付金

(医療介護課国保年金係 TEL 43 - 6813 姫路年金事務所 TEL 079-224-6382)

- ☆対象 65歳以上の老齢基礎年金受給者。さらに国内に住民票があり、市町村民税非課税世帯、かつ前年の年金額とその他の所得の合計が老齢年金生活者支援給付金の基準額より多いが、一定額以下である人【基準額は毎年度改定】
- ☆内容 対象者が申請することで年金の支給に合わせて一定額の支援給付金が支給される。支援給付金の額は前年所得と保険料納付済期間により決定される。

#### 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

(医療介護課国保年金係 TEL 43 - 6813 姫路年金事務所 TEL 079-224-6382)

- ☆対象 障害基礎年金または遺族基礎年金受給者。さらに国内に住民票があり、かつ年金を除く前年の所得の合計が基準額に扶養親族数に一定額を乗じた額を加えた額以下である人【基準額は毎年度改定】
- ☆内容 対象者が申請することで年金の支給に合わせて一定額の支援給付金が支給される。支援給付金の額は障害基礎年金2級・遺族基礎年金の人は月5,310円、障害基礎年金1級の人は月6,638円。

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方など、判断能力に不安のある人。

☆内容

- ・福祉サービスについての情報提供、助言
- ・福祉サービスを利用したいときの利用手続きのお手伝い
- ・福祉サービスの利用料の支払いなど、日常的な金銭管理のお手伝い
- ・預金通帳と銀行届出印鑑・書類等の預かり
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い

☆手続き

- ・専門員が、希望と状況に応じた支援計画を作成
- ・支援計画に基づく援助が決まれば利用契約を結ぶ
- ・契約に基づいて、生活支援員が実際にお手伝いする

☆利用料 ・生活支援員による援助は、利用料が必要（ただし、生活保護世帯は免除）

視覚障がい者支援事業（社会福祉協議会 TEL 42 - 1397）

☆対象 視覚障がい者（希望者）

☆内容 視覚障がい者の方への情報伝達的手段として、点訳本・朗読したCDを郵送

①点字広報等の提供

②声の広報等の提供

☆自己負担金 なし



## 保健

(相談)

健康相談員 (保健センター TEL 46 - 8701)

※赤穂市健康相談員設置要綱

☆**内容** 健康相談員 7 名を配置

地域住民の健康に関する相談に応じ、必要な指導助言を行う。また、保健衛生に関し、関係機関の業務に協力するとともに、地域保健活動の中核となり、その活動の推進を図る。

保健師健康相談 (保健センター TEL 46 - 8701)

☆**内容** 赤穂すこやかセンターで健康相談を実施。第 1 金曜日。血圧測定、尿検査、個別相談を行う。

上記のほか保健センターにおいて、随時相談を行う。

☆**自己負担金** なし

地区別健康相談 (保健センター TEL 46 - 8701)

☆**内容** 各地区公民館等で、健康相談員が月 1 回、健康相談を実施する。血圧測定、尿検査、個別相談を行う (10 会場)。

☆**自己負担金** なし

栄養相談 (保健センター TEL 46 - 8701)

☆**内容** 栄養士が随時食生活に関する相談を行う。

☆**自己負担金** なし

心の健康づくり支援事業

(保健センター TEL 46 - 8701 社会福祉課障がい福祉係 TEL 43 - 6833)

☆**内容** 心の健康づくりに関する相談や普及啓発を行う。

○こころの体温計 (保健センター TEL 46 - 8701)

☆**内容** 携帯電話やパソコンの端末を使って心の健康状態についてチェックし、心の健康状態に応じた判定結果と相談機関の情報提供を行う。

☆**自己負担金** システム利用料は無料。通信料は、別途自己負担が必要。

〈母子関係〉

親子健康手帳（母子健康手帳）（保健センター TEL 46 - 8701）

☆内容 伴走型相談支援を行い、妊娠届を提出した妊婦に親子健康手帳（母子健康手帳）  
交付する。

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業（保健センター TEL 46 - 8701）

☆内容 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産し、子育てができるよう、妊娠期から出  
産・子育て期まで切れ目なく身近で相談に応じる「伴走型相談支援」とともに、出  
産・育児にかかる費用の負担軽減を図る「出産・子育て応援給付金」の支給を行う。

☆給付金額 出産応援給付金 5万円 子育て応援給付金 5万円

1か月児健康診査（保健センター TEL 46 - 8701）

☆対象 1か月児

☆内容 医師による内科健診

☆実施場所 医療機関

☆自己負担金 3,630円を上限に助成

4か月児健康診査（保健センター TEL 46 - 8701）

☆対象 4か月児

☆内容 医師による内科健診

☆実施場所 医療機関

☆自己負担金 なし

1歳6か月児健康診査（含、歯科）（保健センター TEL 46 - 8701）

☆対象 1歳6か月児

☆内容 医師による内科健診、保健師・栄養士による保健指導・栄養相談、歯科医師によ  
る健診、歯科衛生士による歯みがき指導・相談を実施する。

☆実施場所 保健センター

☆自己負担金 なし

2歳児歯科健康診査（保健センター TEL 46 - 8701）

☆対象 2歳6か月児

☆内容 歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯みがき指導・相談、保健師・栄養  
士による保健指導・栄養相談を実施する。また、希望者に無料でフッ素塗布を実施  
する。

☆実施場所 保健センター

☆自己負担金 なし

3歳児健康診査(含、歯科) (保健センター TEL 46-8701)

☆対象 3歳6か月児

☆内容 医師による内科・視聴覚健診、保健師・栄養士による健康管理、食生活指導、歯科医師による健診、歯科衛生士による歯みがき指導・相談を実施する。

☆実施場所 保健センター

☆自己負担金 なし

バンビくらぶ(精神精密事後指導教室) (保健センター TEL 46-8701)

☆対象 言語面、社会面に問題のある幼児と保護者

☆内容 言語面、社会面に問題のある幼児と、その保護者に対し、子どもの成長・発達を促すため、相談支援を行う。

☆自己負担金 なし

ベビーレッスン (保健センター TEL 46-8701)

☆対象 5か月児

☆内容 保健師・助産師・栄養士による保健指導・栄養相談・離乳食実習及びブックスタートを実施

☆自己負担金 なし

すくすくトレーニング (保健センター TEL 46-8701)

☆対象 乳幼児

☆内容 作業療法士による相談・指導

☆自己負担金 なし

プレママ・プレパパクラス (保健センター TEL 46-8701)

☆対象 妊娠5か月以上の妊婦とそのパートナー、家族

☆内容 助産師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士による講話

子育て応援隊 (保健センター TEL 46-8701)

※赤穂市子育て応援隊設置要綱

☆内容 子育て応援隊9名を設置

地域における母性及び乳幼児の健康に関する諸問題の把握と、健やかな子育て支援を図るため、母子保健の普及啓発及び育児に関する相談援助を行う。

母子訪問指導（保健センター TEL 46 - 8701）

☆対象 妊婦、新生児及び産婦

☆内容 助産師・保健師による保健指導

☆自己負担金 なし

産後ケア事業（保健センター TEL 46 - 8701）

☆対象 市内に住所を有する出産後1年以内の産婦と乳児で、出産後、育児や健康面に不安がある人

☆内容 医療機関における短期入所型・通所型及び助産師等による居宅訪問型により育児相談・乳房ケア等を行う。

☆利用料金 短期入所型 1日3,000円

通所型 1回1,000円

居宅訪問型 1回500円

予防接種（保健センター TEL 46 - 8701）

☆内容

予防接種の種類により、接種対象年齢、接種回数、接種方法が異なる。

	予防接種の種類（定期接種）
個別接種	Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ロタウイルス、B型肝炎、4種混合、5種混合、BCG、不活化ポリオ、麻しん、風しん、水痘、ジフテリア、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症

☆自己負担金 なし

妊婦、産婦及び乳児健康診査費助成事業（保健センター TEL 46 - 8701）

※赤穂市妊婦、産婦及び乳児健康診査費補助事業実施要綱

対象	内容	助成額
妊婦	健康診査費の助成	単胎妊娠：上限95,000円、多胎妊娠：上限120,000円
産婦		1回につき1,500円を上限に2回
乳児		1回につき3,500円を上限に1回

初回産科受診料支援（保健センター TEL 46 - 8701）

☆対象 住民税非課税世帯又は同等の水準である妊婦

☆内容 初回の産科受診料の補助

妊婦歯科健康診査費助成事業（保健センター TEL 46 - 8701）

※赤穂市妊婦歯科健康診査費助成事業実施要綱

☆内容

妊婦中に歯科健診を実施することにより歯周病を予防し、安全な出産と出産後の乳幼児への感染を予防する。妊娠期間中に1回のみ助成。

☆自己負担金 なし

新生児聴覚検査費助成事業（保健センター TEL 46 - 8701）

※赤穂市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱

☆内容 新生児期に聴覚検査を実施することにより、障がいを早期に発見し、その後の支援につなげる。

☆助成額 3,000円（新生児1人につき1回のみ）

☆自己負担金 検査費と助成額の差額分

〈成人・高齢者関係〉

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（保健センター TEL 46 - 8701）

☆対象 ※①または②に該当する人で過去に、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を受けたことがない人

①令和6年度中に65歳になる人

②60～64歳で心臓等に障害がある人

☆内容 個別接種（実施医療機関へ直接申込み）

☆自己負担金 4,000円（ただし、生活保護受給者は無料）

インフルエンザ予防接種（保健センター TEL 46 - 8701）

☆対象 65歳以上の人

60～64歳で心臓等に障がいがある人

☆内容 個別接種（実施医療機関へ直接申込み）

☆自己負担金 1,500円（ただし、生活保護受給者は無料）

新型コロナウイルス感染症予防接種（保健センター TEL 46 - 8701）

☆対象 65歳以上の人

60～64歳で心臓等に障がいがある人

☆内容 個別接種

☆自己負担金 3,000円（ただし、生活保護受給者は無料）

予防接種費助成事業（保健センター TEL 46 - 8701）

○**带状疱疹予防接種**

☆**対象** 50歳以上の者

☆**内容** 带状疱疹予防接種に係る費用の一部（4,000円）を1人1回助成する（事前に助成券発行の手続きが必要）。

○**高齢者の肺炎球菌感染症予防接種**

☆**対象** 65歳以上の者（令和5年度定期予防接種対象者及び過去に助成を受けた者を除く）

☆**内容** 肺炎球菌感染症予防接種に係る費用の一部（4,100円）を1人1回助成する（事前に助成券発行の手続きが必要）。

○**子どものインフルエンザ予防接種**

☆**対象** 生後6か月から中学3年生の者

☆**内容** インフルエンザ予防接種に係る費用の一部を助成する。

- ・生後6か月から中学2年生 1回1,000円を2回助成（ただし、13歳以上は1回のみ助成）
- ・中学3年生 3,000円を1回助成

○**風しん**

【**抗体検査**】

風しん罹患歴がなく、風しん予防接種未接種者であり、次の㉞、㉟、㊱のいずれかに該当する人

- ㉞ 21歳以上50歳未満の妊娠を予定している女性または希望する女性
- ㉟ ㉞の配偶者（ただし、定期接種対象者を除く）
- ㊱ 妊婦の同居家族（ただし、定期接種対象者を除く）

【**予防接種**】

上記の㉞、㉟、㊱及び抗体検査の結果、十分な量の風しん抗体がないと判定された者

☆**内容**

- ・助成金額（検査等に要した金額が下記金額未満である場合は、その金額が助成の上限とする）。
- 抗体検査：2,500円（上限）（1人1回のみ）
- 予防接種：どちらか一方のワクチン（1人1回のみ）
- ・麻しん風しん混合ワクチン 5,000円（上限）・風しんワクチン 3,500円（上限）

生活習慣病健康診査（保健センター TEL 46 - 8701）

各地区体育館、総合福祉会館で実施する。

※特定健診については、市内実施医療機関での個別健診可（40歳～74歳までの赤穂市国民健康保険被保険者、兵庫県後期高齢者医療広域連合加入者のみ）

☆対象 40歳～74歳までの赤穂市国民健康保険被保険者（特定健診）、39歳以下の人、兵庫県後期高齢者医療広域連合加入者

○特定健診

☆内容 基本的な健診

- ・問診
- ・身体計測（身長・体重・腹囲）
- ・血圧測定
- ・血液検査
- ・尿検査

詳細な健診（希望受診可）

貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査

☆自己負担金 赤穂市国民健康保険被保険者・兵庫県後期高齢者医療広域連合の者・生活保護受給者は無料。ただし、詳細な健診を希望で受診した場合は、実費が必要。

※特定健診の結果に応じ、メタボリックシンドロームと判断された人、あるいは一定のリスクを持つ人に対し、保健指導を行う。

○肝炎ウイルス検診

☆自己負担金 700円（赤穂市国民健康保険被保険者、兵庫県後期高齢者医療広域連合加入者、及び令和5年度中に40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる者は無料）

○がん検診（胃がん検診・胃がんリスク検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診）

☆自己負担金 あり（赤穂市国民健康保険被保険者・兵庫県後期高齢者医療広域連合加入者・生活保護受給者は無料。ただし、胃がんリスク検診は自己負担金が必要）

検診	自己負担金
胃がん検診	1,000円
胃がんリスク検診	1,000円
肺がん検診	200円
喀痰検査	900円
大腸がん検診	500円
前立腺がん検診	500円

○フレイルチェック

☆対象 兵庫県後期高齢者医療広域連合加入者

☆内容 「後期高齢者の質問票」を用いて問診を実施し、心身の状態を確認する。

☆自己負担金 なし

#### ○子宮がん・乳がん検診

☆対象 子宮がん検診：20歳以上の人

乳がん検診：40歳以上の人

☆場所 市内実施医療機関

☆自己負担金 ・子宮がん検診（頸部 2,000円 頸部・体部 3,000円）

・乳がん検診（乳房エックス線検査 1,800円）

#### 成人歯科健康診査（保健センター TEL 46-8701）

☆対象 20歳・30歳・40歳以上の人

☆内容 高齢期における歯の喪失を予防し健康増進を図るため歯科医師による歯周疾患健診を行う。健診実施歯科医療機関（実施歯科医療機関に直接申込み）で通年実施する。

☆自己負担金 なし（年度内に1回のみ）

#### 妊活応援（保健センター TEL 46-8701）

☆対象 不妊治療（生殖補助医療）を受けた夫婦（事実婚も含む）

☆内容 対象者に対し、心理的・経済的負担の軽減を図るとともに不妊治療と社会生活を両立できることを目的に応援金（1回の治療につき50,000円 1年度につき3回まで）を支給する。

#### 不妊治療費助成事業（保健センター TEL 46-8701）

※赤穂市不妊治療費助成事業実施要綱

☆対象 以下のすべてを満たす人

- ①赤穂市に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦
- ②不妊症の検査及び治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満
- ③2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されている人
- ④申請に係る不妊症の治療等を行った期間は、原則、当該年度の4月1日から3月31日まで
- ⑤申請に係る治療等について、他の自治体を実施する不妊症の検査及び治療の助成を受けていない人

☆内容

〈助成の対象となる検査・治療〉



助成の対象となる費用は、対象者(夫婦染色体検査のみ夫を含む)が医療機関で受けた医療保険が適用されない不育症の検査及び治療に要した費用のうち

①不育症の検査 ②不育症の治療

<助成額>不育症の検査及び治療に要した医療費の 1/2

<助成回数>1年度に1回(ただし、通算助成回数は制限しない)

不妊治療ペア検査費助成事業(保健センター TEL 46-8701)

**☆対象** 以下のすべてを満たす人

- ①申請日現在、夫婦のいずれかが赤穂市に住所を有しており、法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること
- ②当該助成に係る検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ③夫婦そろって受診した人(やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が1ヶ月以内の場合は可)
- ④申請に係る検査について、他の自治体が実施する不妊症の検査の助成を受けていないこと

**☆内容**

不妊治療ペア検査費の助成を行う。

**☆助成額**

医療機関で受けた、医療保険が適用されない不妊症の検査に要した費用のうち10分の7(夫婦1組につき1回)

高齢者健康支援事業(保健センター TEL 46-8701、地域包括支援センター TEL 42-1201、医療介護課医療係 TEL 43-6820)

**☆対象** 兵庫県後期高齢者医療被保険者

**☆内容** 生活習慣病健診後の重症化予防の取り組み、健康状態が不明な高齢者の状況確認及び必要なサービスへの接続、いきいき百歳体操におけるフレイル予防健康教育・健康相談を実施。

がん患者医療用補整具購入費助成事業(保健センター TEL 46-8701)

**☆対象** 以下のすべての要件を満たす人

- ①申請日において、赤穂市に住民登録があり、がんと診断され、がんの治療を受けた人又は受けている人
- ②前年の所得が400万円未満の人
  - ※20歳未満の場合(既婚者を除く)は、助成対象補整具を購入した方と生計を一にする親権者全員の総所得額の合計が400万円未満
  - ※20歳以上かつ未婚の場合、助成対象補整具を購入した人の総所得額が400万円未

満

※既婚の場合は、助成対象補整具を購入した人及びその配偶者の総所得額の合計が  
400万円未満

③過去に兵庫県内の他市町から同種の助成を受けていない人

**☆助成対象補整具及び助成上限額**

区分		助成上限額
医療用ウィッグ		50,000円
乳房補整具	補整下着	10,000円
	人工乳房	50,000円

**骨髄等移植ドナー支援事業**（保健センター TEL 46-8701）

**☆対象** 以下のすべての要件を満たす人

- ①公益財団法人日本骨髄バンクが実施する、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業においてドナーとなった人
- ②骨髄等の提供を行った日が令和4年4月1日以降であり、かつ、骨髄等を提供した日及び申請日に赤穂市に住所登録がある人
- ③他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない人

**☆助成額** 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談の日数に2万円を乗じた額

※1回の骨髄等の提供につき20万円を限度とする。

〈食育推進〉

**あこう食育推進事業**（保健センター TEL 46-8701）

**☆内容** 市民一人ひとりが主体的に食育を実践できるよう食育の普及啓発を実施する。

〈健康教室外〉

**市民健康大学講座**（保健センター TEL 46-8701）

**☆内容** 健康教育を推進するため、医師会による講座を支援する。

**☆自己負担金** なし

**楽らく健康教室**（保健センター TEL 46-8701）

**☆対象** 40歳以上の者

**☆内容** 毎回テーマを設け健康教室を行う。9会場、年間、各会場12回。

健康情報提供（保健センター TEL 46 - 8701）

☆内容 健康づくりの正しい知識、情報を提供し、家庭での健康づくりの増進を図る。

健康づくり DVD、万歩計の貸出（貸出期間：健康づくり DVD1 週間、万歩計 2 週間）

## 第1 趣旨

### 1 地域総合援護システムの必要性

超高齢社会を迎え、要援護者の増加が見込まれる中において、困っている方が、いつでも、どこでも必要な援護が受けられ、安心して暮らせる、すこやかな社会を実現するためには、福祉、保健、医療の連携のとれた総合的なサービスを迅速、かつ効率的に提供する福祉システムである「地域総合援護システム」を構築し、推進する必要がある。

### 2 地域総合援護システムの概要

地域総合援護システムは、「ニーズ把握」、「処遇検討」、「サービス提供」の3つの柱で構成される。(別表)

## 第2 推進体制の整備

### 1 システムづくり推進委員会の設置

- (1) システムづくり推進委員会は、赤穂市高齢者在宅ケア会議の責任者レベル会議をもってこれに充てる。
- (2) 推進委員会は、地域総合援護システムの整備のため、それに必要な調査研究、問題点の抽出とその解決方策の検討、関係機関との連絡調整及びその他システムづくりに必要な事務を行う。

### 2 地域総合援護システムのPR

- (1) 地域福祉推進連絡会等の活動を推進し、地域が抱えている問題を話し合う場を設ける。
- (2) 地域福祉推進委員の全体会を開催し、システムの構築の必要性や介護方法などをテーマとした研修会や講座の場を設ける。

### 3 住民意識調査の実施

- (1) 福祉施策検討等必要に応じ実施する。
- (2) 市等の機関で既に実施した調査を活用する。

#### 4 社会資源の把握

- (1) 各所管課は、それぞれの課における福祉サービス調査表（様式第1号）を作成する。
- (2) 社会福祉課は、それぞれの課における福祉サービス調査表に基づき、ニーズ別福祉サービス一覧表を作成する。
- (3) 作成したニーズ別福祉サービス一覧表は、市のホームページに掲載し、関係職員や民生委員及び地域福祉推進委員等へ周知することによって、要援護者への有効な活用を図る。
- (4) 上記の福祉サービスの内容に変更があった場合は、社会福祉課に連絡する。

#### 5 その他の施策、事業との関連

- (1) 高齢者や障がい者など要援護者を対象とした各種の施策、事業については、地域総合援護システムの中における位置付けを明確にし、一体的に整備を図る。
- (2) 市の行政計画や社会福祉協議会の発展計画等における地域総合援護システムの位置付けを明確にして、関係者や市民の理解を求める。

### 第3 ニーズ把握システム

#### 1 要援護者実態調査の実施

- (1) 住民福祉台帳（様式第2号）は、民生委員が調査、保管し、活用する。
- (2) 要援護世帯通報カード（様式第3号）は、福祉推進委員又は民生委員がニーズを発見した場合調査し、社会福祉課に提出する。
- (3) ひとり暮らし老人台帳（定期調査）（様式第4号）は、民生委員が調査し、要援護世帯通報カードと併せて社会福祉課へ提出する。
- (4) ねたきり老人・認知症老人台帳（定期調査）（様式第5号）は（3）に同じ。

#### 2 ニーズ把握のネットワークづくり

- (1) 推進委員は、要援護世帯を発見したときは、要援護世帯通報カード又は口頭で担当民生委員に連絡する。
- (2) 民生委員は、推進委員又は自分が要援護世帯を発見したときは、要援護世帯通報カードにより社会福祉課へ連絡する。
- (3) 上記以外の者が要援護者を発見し、処遇検討を要すると判断される通報を受けたときは、要援護世帯通報カードにより社会福祉課へ連絡する。
- (4) 社会福祉課が要援護世帯通報カードを受けたときは、処遇検討を行い、援護の可否を決定する。

### 3 ニーズの確実な送致

- (1) 民生委員が把握した情報は、処遇検討の中心となる機関に確実に伝達する必要があるため、要援護世帯通報カードにより処理する。
- (2) 所管課は、要援護世帯通報カードにより個別台帳を作成及び既存の台帳の記載内容の修正を行う。

### 4 サービス提供機関からのニーズの送致のシステム化

- (1) ニーズ把握をより確実なものにするためには、サービス提供機関においても活発にニーズ把握活動を行い、その結果を地域総合援護システムの核となっている市に確実に伝える仕組みとする。
- (2) そのため、高齢者在宅ケア会議等の連絡会を定期的を開催すること。

### 5 情報提供を通じたニーズ把握の促進

- (1) 市広報等に、在宅福祉サービスに関する情報を掲載する。
- (2) 老人クラブ、自治会、介護家族等において福祉サービスの内容や利用についての啓発を行う。
- (3) 民生委員、ホームヘルパー、保健師等が、対象者に対して利用の働きかけを行う。
- (4) 総合福祉会館、公民館等にパンフレット等を置き、啓発する。

### 6 緊急通報システムの普及

- (1) 在宅ひとり暮らし老人等の急病や事故等の緊急時に迅速、かつ適切な援助を行う緊急通報システムを設置する。
- (2) 緊急通報システムの利用者を中心とした近隣共助体制の拡充を図り、福祉コミュニティーの形成を推進する。
- (3) 緊急通報システムによって把握されたニーズは、継続的、総合的なサービスの提供ができるようにする。

### 7 まちづくり整備指針の推進

- (1) 高齢者及び障がい者（児）その他ハンディキャップをもつ人々をはじめすべての市民が、安全かつ快適に公共的建物等が利用できるように、まちづくり整備指針推進要綱を設置する。
- (2) この事業に係る関係課等は、相互の連携により施設等の整備を推進する。

## 第4 処遇検討システム

### 1 処遇検討の体制整備

- (1) 処遇検討会は、民生委員等から提出された要援護世帯通報カードにより関係部課で協議し、援護の可否を決定する。
- (2) 上記により検討されたケースについて、必要に応じ、高齢者在宅ケア会議の場で評価、再検討を行う。
- (3) 処遇検討の方法は、次の通りとする。
  - [A 分類] 単一のサービスで、解決可能な簡単なケースや定形的な方法で対応できる軽易なケースは、所管課において対応する。
  - [B 分類] 福祉と保健の両面から検討するケースは、その都度処遇検討を行い、その検討結果に基づいてそれぞれの所管課において対応する。
  - [C 分類] 福祉、保健、医療の総合的な観点から専門的な検討を要するケースは、高齢者在宅ケア会議の会議において対応する。

### 2 要援護者に関する情報の提供

- (1) 民生委員等から提出された要援護世帯通報カードは、関係課に回付したあと、社会福祉課で保管する。
- (2) 上記により援護を決定したケースは、一時的なサービスを除き、「民生委員別施策受給者一覧表」（様式第6号）を作成し、社会福祉課で保管する。この場合のサービスの種類は、別に定める。
- (3) 新たに決定したケースあるいは上記のケースについて異動が生じたときは、要援護世帯通報カードにより社会福祉課に通報する。また、社会福祉課が知った場合は関係課に報告する。
- (4) 援護の可否を決定した場合、ケースによって、その写しを民生委員に送付する。

## 第5 サービス提供システム

### 1 サービス供給体制の整備

- (1) シルバーサービス等民間の活力を利用する。
- (2) 社会福祉協議会の地域における民間福祉活動を活用する。
- (3) デイサービスセンターやショートステイ施設等施設機能を活用する。

### 2 近隣共助のシステムづくり

- (1) 地域福祉推進委員等の活動強化を推進する。
- (2) 認知症老人の介護者と老人のつどい等を育成する。

## 第6 基礎の整備

### 1 福祉エリアの設定

福祉エリアは、地区民生委員ごとの9地区とする。

### 2 拠点施設の設置

今後デイサービスセンター、地域福祉センターなど、住民の身近なところに、地域におけるニーズの把握や基礎的な在宅の提供の拠点となる施設の設置を検討する。

### 3 地域総合援護システムの庶務

地域総合援護システム庶務は、健康福祉部社会福祉課で処理する。

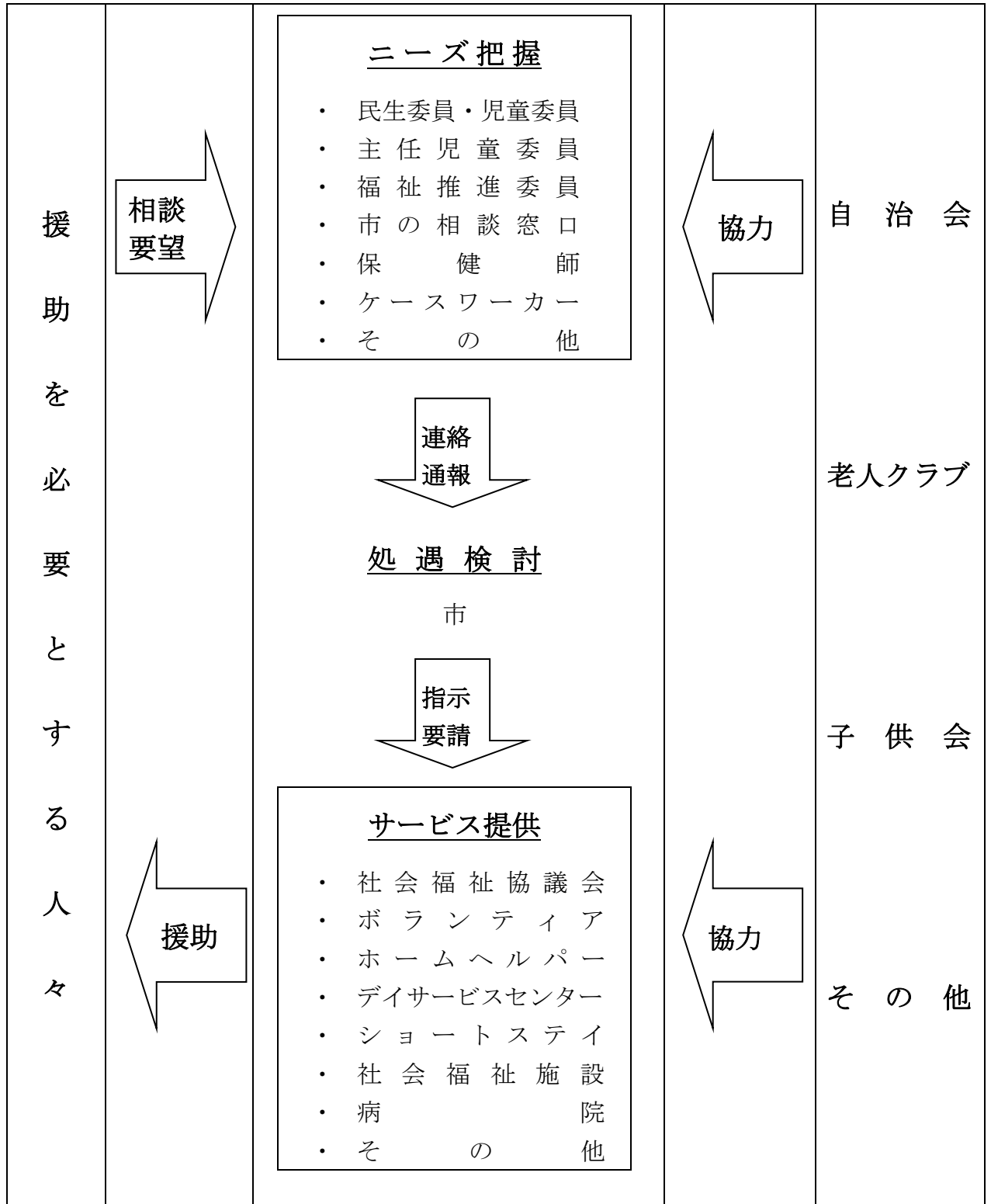
#### 附則

この要領は、平成3年8月17日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日に一部改正する。



地域総合援護システムの概略図



要 援 護 世 帯 通 報 カ ー ド

記 録 日	年 月 日	担当民生委員		
住 所	赤穂市	記 録 者		
対 象 者		世 帯 主		
T E L	( ) -	男 女	年 月 日 生 歳	
対 象 区 分	ねたきり・ひとり暮らし・認知症・老人世帯・障がい者・母子・父子・低所得			
	その他 ( )			
発 見	民生委員・推進委員・担当課 ( ) ・その他 ( )			
具体的な要望、相談 (福祉・保健)				
※処遇検討内容				
※提供するサービス				
<input type="checkbox"/> 児童・母子 [ ]				
<input type="checkbox"/> 障がい者 [ ]				
<input type="checkbox"/> 高 齢 者 [ ]				
<input type="checkbox"/> 低 所 得 者 [ ]				
<input type="checkbox"/> そ の 他 [ ]				
<input type="checkbox"/> (A分類) 所管課で対応	社 会 福 祉 課	係	係長	課長
<input type="checkbox"/> (B分類) 処遇検討委員会で対応				
<input type="checkbox"/> (C分類) 在宅ケア会議で対応				

注) ・福祉推進委員→民生委員→社会福祉課 (処遇検討) → (B) (C) について民生委員

・※印は、記入しないでください。

# 赤穂市健康福祉部組織図 (赤穂市福祉事務所)

